

部長会議付議事案書（報告）

(令和7年11月6日)

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小山田 智基

事案名	秦野市立地適正化計画の見直しについて	資料 有
提案趣旨	令和2年（2020年）の計画策定から概ね5年が経過することから、都市再生特措法第84条第1項の趣旨に基づき、 <u>評価指標の検証及び現況の分析</u> を行うとともに、各課等の意見を踏まえた改定案を作成しましたので、報告するものです。	
概要	<p>1 計画の目的 本計画は、都市再生特別措置法に基づく計画であるとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住、公共交通等に関する包括的な計画で、概ね20年後の都市全体を見渡したマスタープランとしています。</p> <p>2 計画の期間 令和2年（2020年）から令和22年（2040年）までの20年間</p> <p>3 計画の構成 第1章 立地適正化計画の概要 第2章 秦野市の現況 第3章 秦野市の課題 第4章 立地適正化の方針 第5章 都市機能誘導区域 第6章 誘導施設（都市機能誘導区域内） 第7章 居住誘導区域 第8章 防災指針（新規追加） 第9章 誘導施策 第10章 目標指標</p> <p>4 5年経過による見直しの主な視点（3つのポイント） (1) 評価指標の検証 目標指標と期待される効果について、現時点の実施状況から、21ある評価指標の目標値（令和22年）に向けた進捗状況を確認し、その効果を検証しました。</p>	

概要	<p>(2) 現況の分析 現在の人口や都市機能の動向を分析し、評価指標の検証結果も踏まえ、必要な都市施設及び誘導施策等を整理しました。</p> <p>(3) 法令改正等に合わせた時点修正 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部改正（令和2年（2020年）9月）により、基本的な記載項目として位置付けられた「防災指針」を追加します。 また、防災対策等の推進により、変更があった土砂災害特別警戒区域等、災害ハザード情報に合わせ、居住誘導区域の見直し等、法令改正等に合わせた時点修正を行います。</p>
経過	<p>令和2年 4月 1日 計画施行 " 9月 7日 都市再生特別措置法改正（防災指針を位置付け） " 10月 国勢調査（順次結果の公表）</p> <p>令和6年 10月 28日 5年経過による検証方針の決定 " 11月 25日 都市計画審議会での報告</p> <p>令和7年 1月 7日 時点修正に係る府内意見照会 " 5月 7日 定例部長会議において見直しのポイントを報告 " 6月下旬 防災指針の施策関連課と個別打合せ " 8月 7日 関係課会議（指標、新規項目に係る課対象）の開催 " 神奈川県砂防課及び防災課と防災指針に関する打合せ " 8月 8日 防災課へ防災指針の意見照会 " 9月 4日 計画の見直し案に係る府内意見照会 " 10月 6日 防災課と防災指針に関する打合せ</p>
今後の進め方	<p>令和7年 11月 18日 議員連絡会で報告（意見聴取：12月25日まで） " 11月 19日 パブリック・コメント実施（広報はだの11月15号掲載、意見募集：12月18日まで） " 11月 21日 都市計画審議会中間報告</p> <p>令和8年 2月 都市計画審議会への計画の見直し案に係る意見聴取 " 3月 秦野市立地適正化計画改定</p>

秦野市立地適正化計画の見直しについて

令和 7 年 1 月 6 日

都市部まちづくり計画課

1 目的

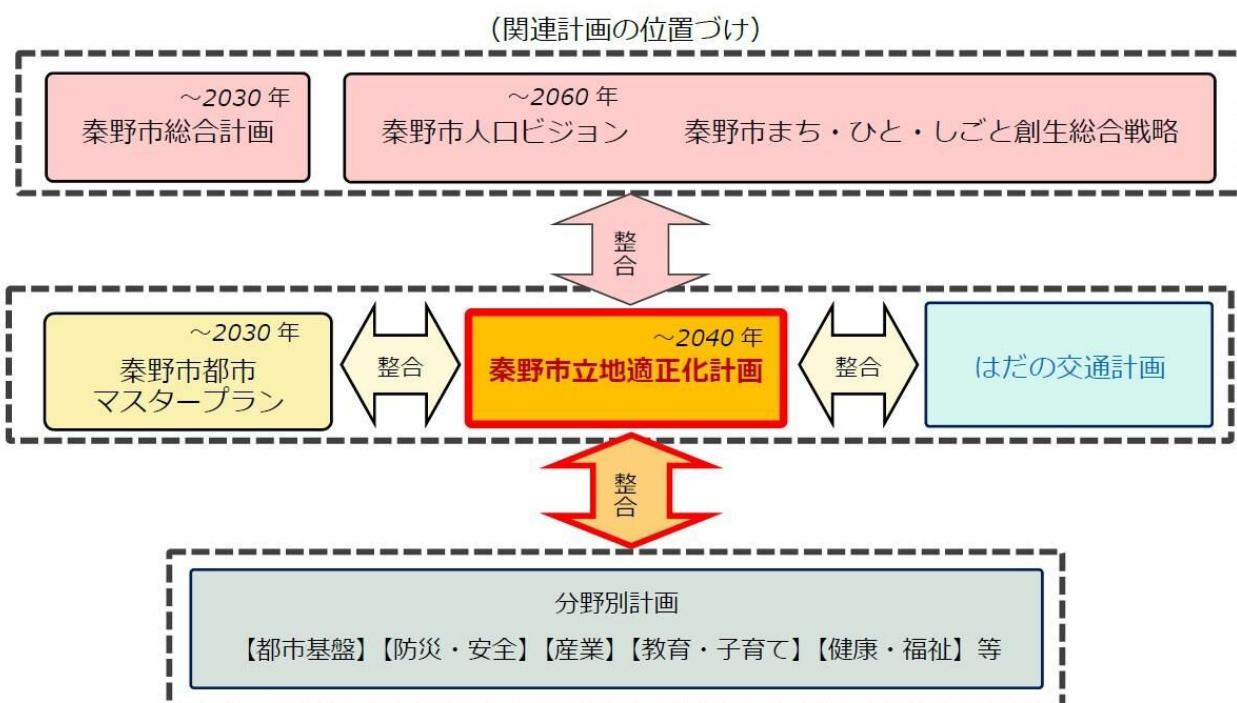
令和 2 年（2020 年）の計画策定以降、秦野駅北口周辺地区における中心市街地活性化基本計画の策定や県道 705 号整備の進捗、産科クリニックの新規開設等、都市機能の誘導に向けた取組が着実に進みつつあります。

ここで、計画策定から概ね 5 年が経過することから、都市再生特別措置法第 84 条第 1 項の趣旨に基づき、これまでの施策の実施状況を踏まえた評価指標の検証及び現況の分析を行うとともに、その間の法令改正等に合わせた時点修正を行います。

また、国は立地適正化計画の取組の実効性の向上等に向け、令和 7 年度から国費の配分要件として、防災指針の記載や計画評価の実施を示しています。

2 位置付け

本計画は、都市再生特別措置法に基づく計画であるとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住、公共交通等に関する包括的な計画で、都市全体を見渡したマスタープランとして次のとおり位置付けています。



3 計画期間

20年後の都市の姿を展望し、令和2年（2020年）から令和22年（2040年）までとしています。

概ね5年ごとに評価指標の検証を行うことを基本に、総合計画や都市マスタープラン等の改定の際は、必要に応じて見直しを行うこととしています。

4 主な視点（3つのポイント）

(1) **評価指標の検証**

第10章 目標指標（167ページ～）

「21」ある指標の現状値を追加し、令和22年の目標値に向けた、進捗状況を確認しました。

（例）都市機能誘導区域内における低未利用地の割合（170ページ）

都市計画基礎調査における「**低未利用地**（農地、山林、駐車場及び太陽光施設等）」に分類される土地が、立地適正化計画で位置付ける**都市機能誘導区域**に存在する割合を指標としています。

基準値	現状値	目標値
平成27年（2015年）	令和2年（2020年）	令和22年（2040年）
12.8%	11.9%	11.6%

低未利用地の割合は着実に減少しており、引き続き取組を進めていくことで、都市のスポンジ化を避けます。

(2) **現況の分析**

ア 第2章 秦野市の現況（9ページ～）

計画策定時から更新されている国勢調査等、各統計を最新データに置き換え、現況の更新・分析を行いました。

（例）人口密度

人口密度	平成27年 (2015年)(人/ha)	令和2年 (2020年)(人/ha)	令和22年 (2040年)(人/ha)
市全体	16.1	15.7	12.9
市街化区域	62.5	60.9	50.0
市街化調整区域	1.9	1.8	1.5

H27、R2 実績値は都市計画基礎調査、R22 予測値は国立社会保障・人口問題研究所（H27 国調に基づく人口推計）

(例) D I D 地区（人口集中地区）の変遷

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	動向
DID 地区内人口(人)	143,606	144,282	↗ 676
面積(ha)	2,257	2,316	↗ 59
人口密度(人/ha)	63.6	62.3	↘ -1.3

郊外へと市街地が伸び、D I D 地区が拡大していますが、一方で人口密度の低下も進んでいます。

イ 第 5 章 都市機能誘導区域（55 ページ～）

現況の分析による施設の立地や、立地の余地などの状況から、都市機能誘導区域について、変更しました。

(ア) 保健福祉センター周辺地区【15.5ha→22.5ha (7.0ha 増)】

都市機能の誘導が進んでいる一方、他地域と比較すると区域の面積が小さく、新たな都市機能の立地余地が少ない状況です。そのため、さらなる都市機能の充実へ向け、現在の区域と一定のまとまりを保つことができ、かつ、低未利用地が存在する緑町と鈴張町の一部を区域として拡大します。



凡例

- 現行都市機能誘導区域 ····· 变更する区域 —— 抱点施設徒步圏
- 生活サービス施設徒步圏 ■■■ 低未利用地 ■■■ 農地

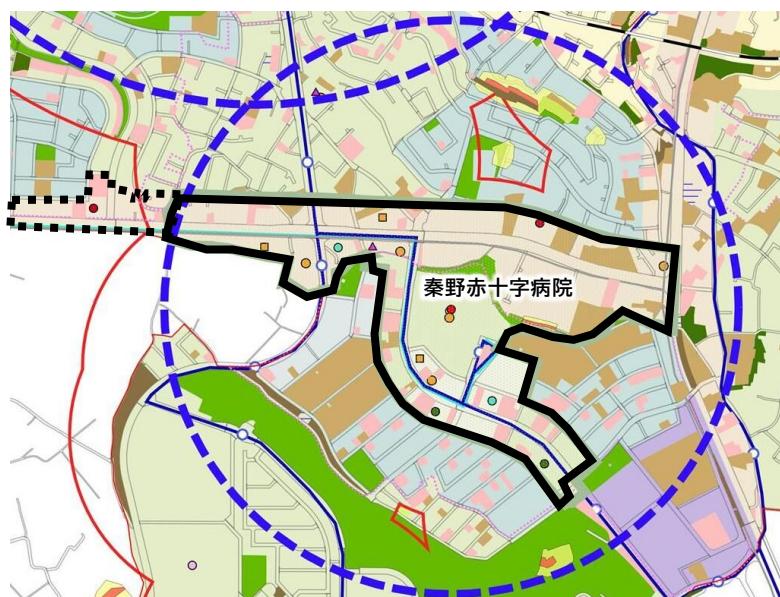
(イ) 東海大学前駅周辺地区【44.3ha→40.8ha (3.5ha 減)】

東海大学前駅周辺地区は、核の施設となる東海大学前駅から東海大学までの間で、都市的土地利用に向いた用途地域（近隣商業、二種住居）、及び既存の都市機能や土地利用を考慮した区域とします。そのため、住居系の土地利用が進み、軸となる駅と大学から離れた南矢名地区の一部を縮小することで、機能の集積を促します。



(ウ) 秦野赤十字病院周辺地区【21.3ha→19.2ha (2.1ha 減)】

医療、福祉機能が集積する秦野赤十字病院周辺、及び沿道サービス機能が集積する県道平塚秦野線沿道を基本に、高齢者の一般的な徒歩圏 500mの中から一定のまとまりを考慮した区域とします。そのため、県道平塚秦野線沿道の一部を縮小し、都市機能の集積を促すことで利便性の向上が図られ、更なる居住の誘導を図ります。



(3) 法令改正等に合わせた時点修正

第8章 防災指針（新規追加、109ページ～）

各種ハザード情報と、都市の情報を重ね合わせ、リスクを見る化し、防災・減災対策を推進するため都市の防災対策を記載する防災指針を追加しました。

※立地適正化計画に位置付ける防災指針の特徴

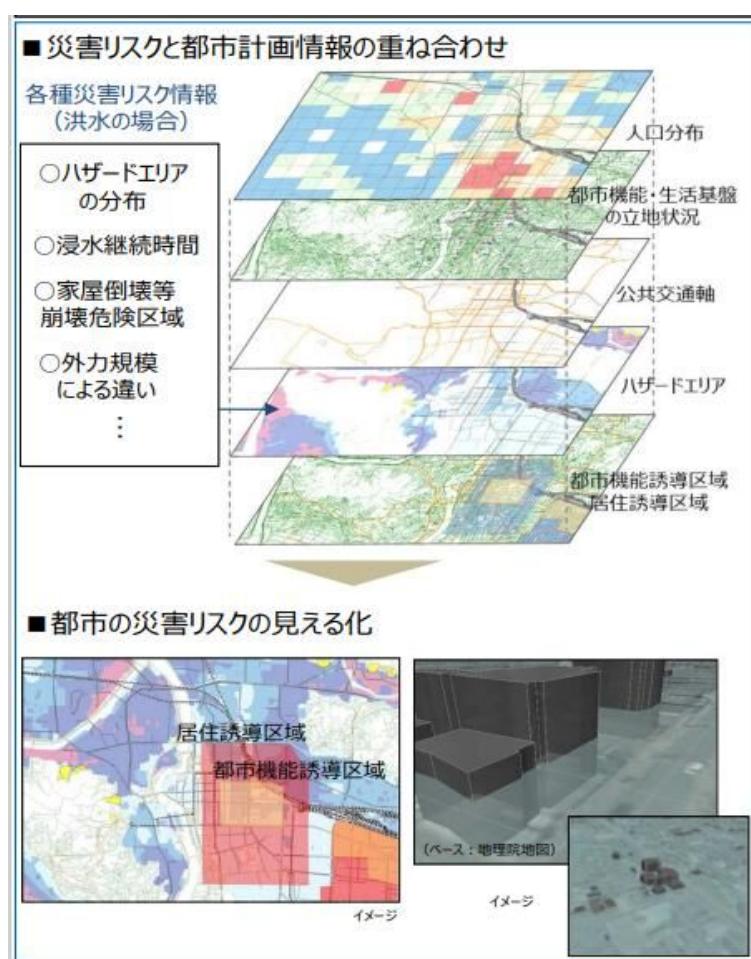
立地適正化計画で定める防災指針は、地域防災計画や国土強靭化地域計画で想定されている災害のうち、居住誘導区域内で発生するおそれのある災害の回避・低減を図るため、都市の情報を重ね合わせ、見える化した災害リスクに対する平時の施策を書き出しています。

それに対し地域防災計画は、全市域を対象とし、災害予防、事前体制の整備や、発災後の組織体制や関係機関の役割分担、経過時間ごとの取組等、災害に対する対応策を網羅した計画となっています。

（国土強靭化地域計画も防災・減災に係る平時の施策を対象に広く取りまとめ、まちづくりの方向性を示す計画となっています。）

（例）

土砂災害警戒区域
急傾斜地崩壊区域
浸水想定区域
要配慮者施設
建物階数
緊急輸送路
公共交通 など



5 各都市の策定状況

(1) 県内他市の状況（令和7年（2025年）4月1日時点）

ア 計画を作成・公表済み（15市）

(1) 策定時に防災指針を位置付けている

川崎市、平塚市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、南足柄市

(2) 改定し、防災指針を位置付けている

横須賀市、藤沢市、小田原市、伊勢原市、海老名市

(3) 防災指針の位置付けがない

相模原市、秦野市、大和市

イ 作成予定等が公表されていない（4市）

横浜市、茅ヶ崎市、座間市、綾瀬市

(2) 全国1,718都市の策定状況（令和7年3月31日時点）

ア 策定した又は作成中

907都市

イ 上記のうち計画を公表している

636都市

ウ 上記のうち防災指針を公表している

432都市

6 今後の進め方

令和7年11月18日 議員連絡会での報告

（意見聴取：12月25日まで）

〃 11月19日 パブリック・コメント実施

（広報はだの11月15日号掲載、意見募集：
12月18日まで）

〃 11月21日 都市計画審議会中間報告

令和8年 2月 都市計画審議会への計画の見直し案に係る意見聴取

秦野市立地適正化計画（章立て）

計画案	主な内容
はじめに	
目次	
第1章 立地適正化計画の概要	
1 立地適正化計画とは（制度の概要）	
2 立地適正化計画策定の必要性	
3 立地適正化計画の位置付け	
4 計画の構成	
第2章 秦野市の現況	
1 秦野市の現況分析	◆計画策定期から更新されている国勢調査結果等から、現況の分析を実施しました。
第3章 秦野市の課題	
1 秦野市の課題と対応	◆総合計画はだの2030プランの都市像を反映させました。
2 課題解決の方向性	
第4章 立地適正化の方針	
1 都市づくりの理念	
2 立地適正化の方針	
3 目指すべき都市の骨格構造	
第5章 都市機能誘導区域	
1 都市機能誘導区域の基本的な考え方（国の指針）	◆現況の分析による施設の立地や、立地の余地（低未利用地）等の状況から、都市機能のさらなる立地を促進し、生活利便性の向上を図ることで居住を誘導し、人口密度の維持することを目的に、都市機能誘導区域の一部について最適化しました。
2 都市機能誘導区域の設定方針（市の方針）	
3 都市機能誘導区域の設定	
4 計画の構成 拠点ごとの方向性	
5 都市機能誘導区域	
第6章 誘導施設（都市機能誘導区域内）	
1 誘導施設の基本的な考え方（国の指針）	
2 都市機能の誘導方針（市の方針）	
3 誘導施設の設定基準	
4 誘導施設の設定	

第7章 居住誘導区域	
1 居住誘導区域の基本的な考え方（国の指針） 2 居住誘導区域等の設定方針（市の方針） 3 居住誘導区域等の設定基準 4 居住誘導区域（総括図）	
第8章 防災指針	
1 防災指針の目的等 2 災害ハザード情報の整理 3 取組方針の検討 4 具体的な取組 5 取組スケジュール	◆地域防災計画や国土強靭化地域計画等の防災分野の計画と連携・整合を図りながら、各種ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、リスクを見える化し、防災・減災対策を推進するため都市の防災対策を記載する防災指針を追加しました。
第9章 誘導施設	
1 誘導施策の設定方針 2 都市機能誘導に係る施策 3 居住誘導等に係る施策 4 全体に係る施策 5 ローカルコンパクトに関する取組みの検討	◆適正な土地利用を促進するため、実施中の施策を追加しました。
第10章 目標指標	
1 目標指標と期待される効果の検討 2 計画の評価と見直し	◆指標の現状値を追加しました。
参考資料	
1 秦野市立地適正化計画策定の経緯 2 秦野市立地適正化計画策定検討の経過 3 秦野市立地適正化計画策定会議設置要綱 4 秦野市立地適正化計画策定体制 5 用語集	項目検討中です。

秦野市立地適正化計画

(案)



令和2年（2020年）4月
令和8年（2026年）3月改定
秦野市

はじめに

本市では、小田急線4駅周辺をはじめとする都市基盤と四季折々に豊かな表情を持つ丹沢の山々といった恵まれた環境の中、総人口は昭和50年（1975年）に10万人、平成21年（2009年）には17万人に達し、バランスよく様々な世代が生活することで、市全体が調和のとれた都市として成長してきました。



今、我が国では、多くの自治体が急激な人口減少と高齢化、また非常に厳しい財政状況という共通の課題を抱えています。本市も例外ではなく、総人口は平成22年（2010年）をピークに減少に転じ、今後も減少傾向が続くと予測されていることから、将来にわたり暮らしそうい生活を維持することが課題となっています。

このような人口減少・超高齢社会といった新たな時代を展望した持続可能なまちづくりに取組むため、医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導し、交通ネットワークによりその拠点間の連携を図るコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を基本に、高速道路インターチェンジの開通によるまちづくりへの好機や地域の特性を踏まえた秦野らしい立地適正化計画を策定しました。

今後はこの立地適正化計画により、子どもからお年寄りまであらゆる世代が安全・安心・快適に暮らせる生活環境の実現や効率的な行政運営を目指し、持続可能な魅力あふれるまちづくりを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力賜りました秦野市都市計画審議会委員の皆さん、早稲田大学理工学術院森本章倫教授をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆さん、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）4月

秦野市長 高橋昌和

目 次

	ページ
第1章 立地適正化計画の概要	1
1 立地適正化計画とは（制度の概要）	3
2 立地適正化計画策定の必要性	5
3 立地適正化計画の位置付け	7
4 計画の構成	8
第2章 秦野市の現況	9
1 秦野市の現況分析	11
第3章 秦野市の課題	35
1 秦野市の課題と対応	37
2 課題解決の方向性	44
第4章 立地適正化の方針	47
1 都市づくりの理念	49
2 立地適正化の方針	50
3 目指すべき都市の骨格構造	52
第5章 都市機能誘導区域	55
1 都市機能誘導区域の基本的な考え方（国の指針）	57
2 都市機能誘導区域の設定方針（市の方針）	58
3 都市機能誘導区域の設定	60
4 拠点ごとの方向性	63
5 都市機能誘導区域	78
第6章 誘導施設（都市機能誘導区域内）	87
1 誘導施設の基本的な考え方（国の指針）	89
2 都市機能の誘導方針（市の方針）	90
3 誘導施設の設定基準	91
4 誘導施設の設定	92

第7章 居住誘導区域	93
1 居住誘導区域の基本的な考え方（国の指針）	95
2 居住誘導区域等の設定方針（市の方針）	96
3 居住誘導区域等の設定基準	101
4 居住誘導区域（総括図）	106
第8章 防災指針	109
1 防災指針の目的等	111
2 災害ハザード情報の整理	112
3 取組方針の検討	127
4 具体的な取組	129
5 取組スケジュール	131
第9章 誘導施策	133
1 誘導施策の設定方針	135
2 都市機能誘導に係る施策	136
3 居住誘導等に係る施策	144
4 全体に係る施策	147
5 ローカルコンパクトに関する取組みの検討	162
第10章 目標指標	167
1 目標指標と期待される効果の検討	169
2 計画の評価と見直し	174
参考資料	
1 秦野市立地適正化計画策定の経緯	175
2 秦野市立地適正化計画策定検討の経過	177
3 秦野市立地適正化計画策定会議設置要綱	178
4 秦野市立地適正化計画策定体制	181
5 用語集	182
今回の検討 経過を追加 し最後に ページ調整	184

第Ⅰ章

立地適正化計画の概要

- 1 立地適正化計画とは（制度の概要）
- 2 立地適正化計画策定の必要性
- 3 立地適正化計画の位置付け
- 4 計画の構成

I 立地適正化計画とは（制度の概要）

(1) 立地適正化計画制度創設の背景

人口減少・少子高齢社会に対応するため、国が都市再生特別措置法の改正により、安心で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市経営を推進するまちづくりの指針となる「立地適正化計画」を制度化しました。

我が国では、多くの自治体が人口の急激な減少と高齢化、また非常に厳しい財政状況という共通の課題を抱えています。

この課題に対応するためには、一定の人口密度や機能を有する生活圏のまとまりを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本にまちづくりを進めることが必要であり、官民が連携し、高齢者や子育て世代のほかあらゆる世代が安心・快適に暮らせる生活環境の実現、そして財政面・経済面においては、効率的かつ持続可能なまちづくりの経営が求められています。

このような背景を踏まえ、都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月1日施行）により、市町村による「立地適正化計画」の策定が可能となりました。

(2) 計画の概要

本計画は、これまでの市街地開発事業や土地利用規制といった都市計画による取組みに加え、生活に必要となる医療・福祉・商業施設等の都市機能^{※1}や居住の立地の適正化を図り、コンパクトシティに向けた取組みを推進するものです。

これまでのまちづくりは、行政主導により土地区画整理事業や都市計画道路、公共下水道等のインフラ整備が進められてきました。

また、高度経済成長を背景とした民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用の規制・誘導を進めてきました。

しかし、人口減少下においては、従来の法規制に加え、一定の人口密度に支えられてきた公共交通や、生活に必要となる医療・福祉・商業施設等の民間施設の立地にも着目し、立地適正化計画で定める都市機能増進施設^{※2}（以下、誘導施設）への財政・金融・税制等の支援により、施設や居住の立地の適正化を図っていくこととします。

※1 都市機能：都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割（働き）を都市機能と言います。

※2 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。（都市再生特別措置法第81条第1項）

(3) 立地適正化計画の目的

本計画は、都市全体を見渡したうえで、市街化区域内に、医療・福祉・商業施設等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定するとともに、公共交通により都市拠点と地域拠点をつなぎ、生活の利便性が高い「コンパクトなまちづくり」の指針となるものです。

これにより、長期的な視点のもと、国の施策等を活用して都市機能や居住を一定のエリアに誘導し、将来にわたり都市機能の維持を図るものであります。

また、都市再生特別措置法の一部改正により、全国的な自然災害の頻発化・激甚化する中、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（防災指針）の作成が位置付けられました。

本市では、これに加えて関連計画と連携のもと市街化調整区域を含む都市の縁辺部での生産機能の確保を目指し、人口減少社会に対応した都市の実現を目指すものです。

（立地適正化計画のイメージ）

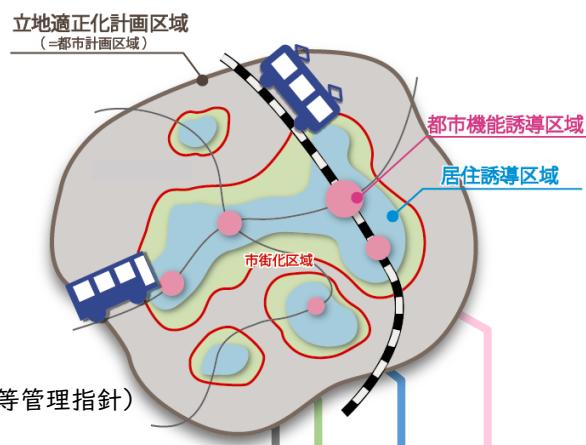
【立地適正化計画に記載すべき事項】

必須事項

- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域と都市機能誘導区域（区域、区域内で市が講ずる各種施策）
- ・誘導施策（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、関連基盤整備事業等）
- ・防災指針

任意事項

- ・居住調整地域、跡地等管理区域（区域、跡地等管理指針）



立地適正化計画区域（=都市計画区域）

市街化調整区域

緑地や農地等の自然環境が保全され、身近な自然に親しめる
ゆとりある地域

市街化区域

生活機能が多く存在する都市中心部と生産物を供給する地域が経済
の互恵関係を維持・構築することで、都市全体の機能を図る地域

居住誘導区域（必須事項）

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよ
う居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域（必須事項）

医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、サ
ービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設（必須事項）

地域の人口特性や必要な機能を検討し、立地を誘導すべき都市機能を増進
する施設（病院・診療所、デイサービスセンター、幼稚園、小学校、図書
館、スーパー・マーケットなど）

2 立地適正化計画策定の必要性

次の必要性により、秦野市立地適正化計画を策定します。

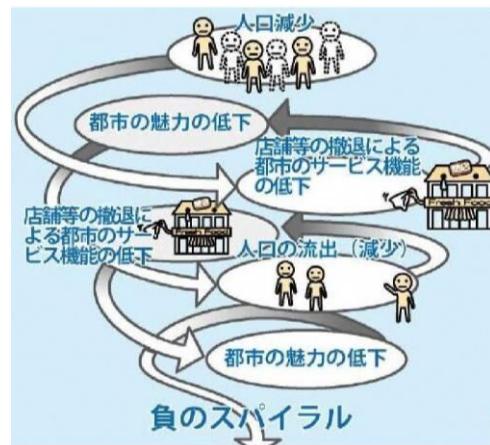
- (1) 人口減少を抑制し、市街地の生活サービス低下を防ぐため
- (2) 行政サービスの維持及び効率化を図るため
- (3) 自立した持続可能な都市を形成するため

(1) 人口減少を抑制し、市街地の生活サービス低下を防ぐため

本市の総人口は、平成22年（2010年）をピークに減少に転じており、今後も減少が続くと予測されています。人口が減少すると、医療や商業等の生活サービス施設の利用者が減少し、その度合いによっては施設の移転・撤退が懸念されます。

このような負のスパイラルに陥らないためにも、様々な施設と住居がまとまって立地するコンパクトなまちづくりが求められています。

また、各地域で形成されている生活圏の維持を図るために、公共交通のネットワークを確保し、利便性や都市の魅力低下を防ぐ必要があります。



（都市機能の持続的な維持に必要な周辺人口）

周辺人口規模 3千人 > 5千人 > 1万人 > 3万人 > 5万人 > 15万人…

＜医療＞

地区診療所

診療所

地区病院

中央病院

＜福祉＞

高齢者向け住宅
訪問系サービス

デイサービスセンター
地域包括支援センター
老健・特養

有料老人ホーム

＜買い物＞

コンビニエンスストア

食品スーパー

商店街・百貨店等

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々

*コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3000人、流動客

その他の地域⇒商圏：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3000人～4000人、流動客

*食品スーパー（2000～3000m規模）⇒周辺人口1～3万人

*ドラッグストア（1000～1500m規模）⇒周辺人口1～3万人

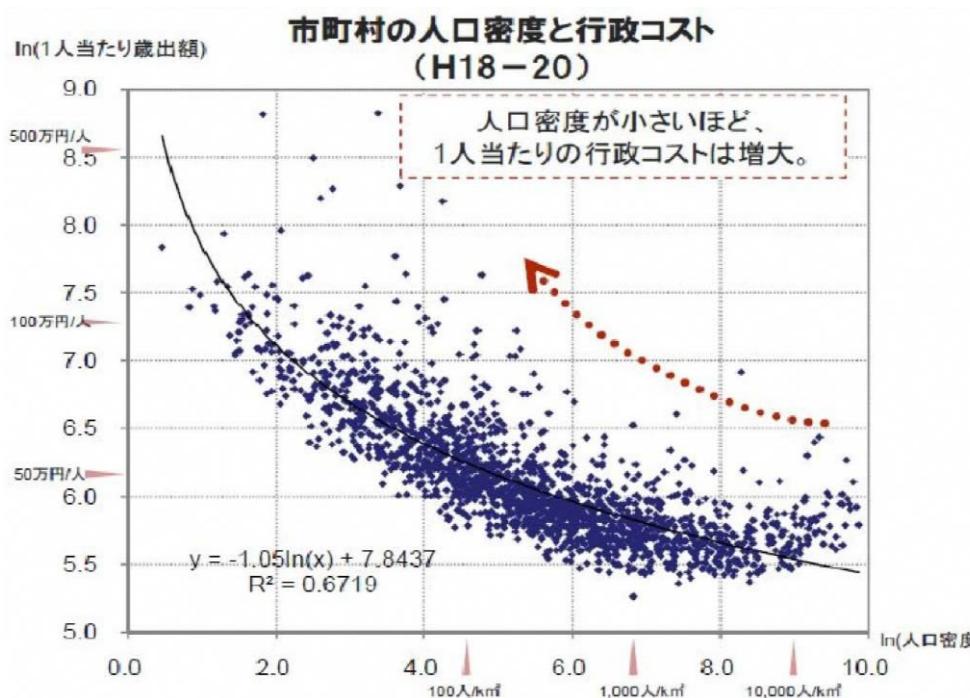
国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会
有限会社 リティルウォーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋 38

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成21年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会）

(2) 行政サービスの維持及び効率化を図るため

都市における人口密度が低下すると、下のグラフのとおり、生活サービスなどにかかる住民一人当たりの行政コストは増大します。人口の減少が続く中で、各種行政サービスを維持するためには、駅周辺、又は産業が集積した地域周辺に居住する地域を設定し、「コンパクトにまとまりある市街地」を形成し、各種行政サービスの維持及び効率化を図っていくことが求められます。

(市町村の人口密度と行政コストの関連性)



出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成21年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会）

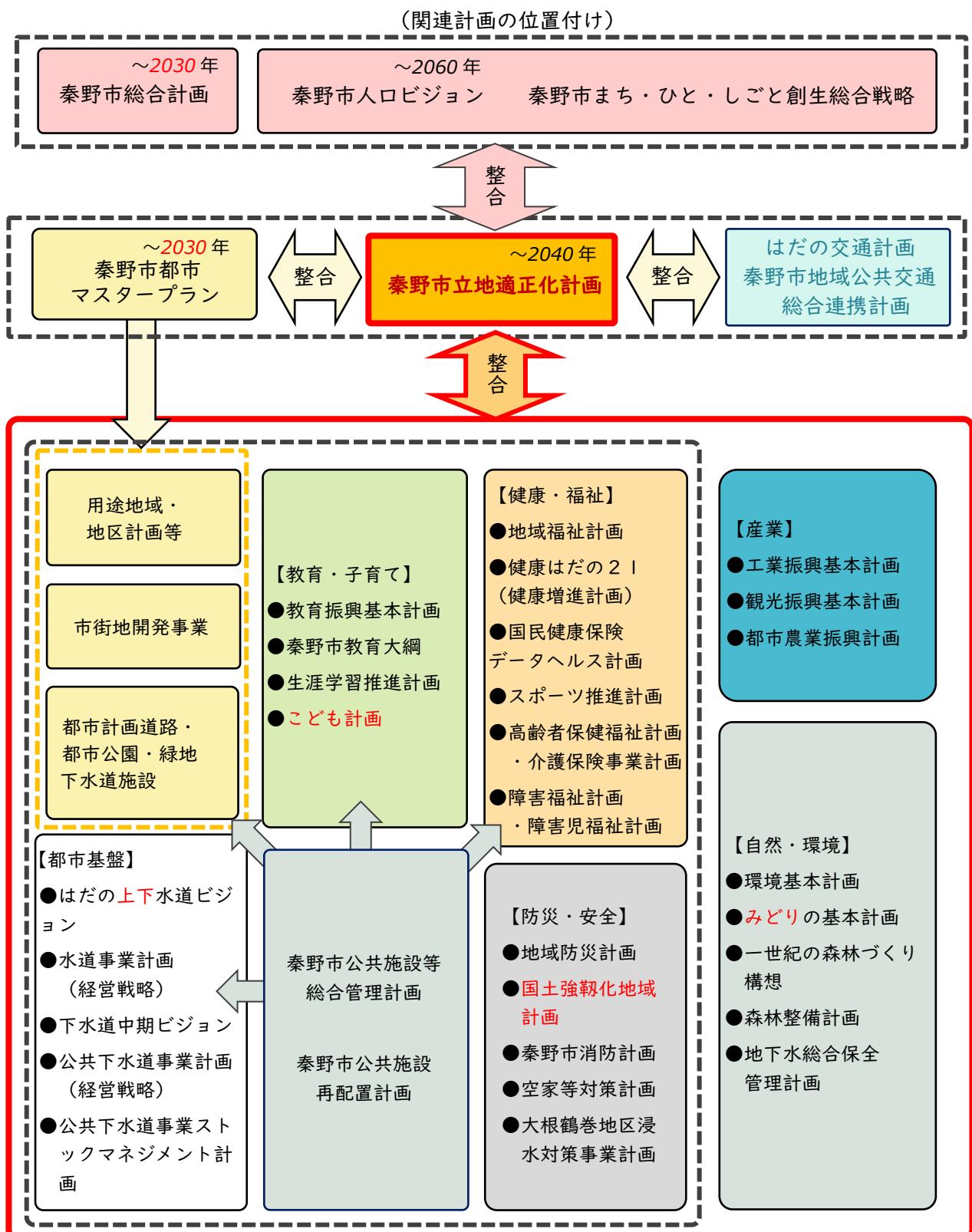
(3) 自立した持続可能な都市を形成するため

立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりに向けた取組みでは、国の財政・金融・税制等の支援や都市計画上の特例措置等の活用が可能となります。民間事業者が都市機能誘導区域内に施設整備を行う際、これらの支援等を活用することで都市機能の誘導の促進につながります。

全国的にも立地適正化計画の策定作業が進められており、各自治体が人口減少の抑制に向けた特色ある施策を掲げている中で、都市間競争に遅れずに自立した持続可能な都市を引き継ぐため、将来の都市の姿を民間と共有できる立地適正化計画を定めていく必要があります。

3 立地適正化計画の位置付け

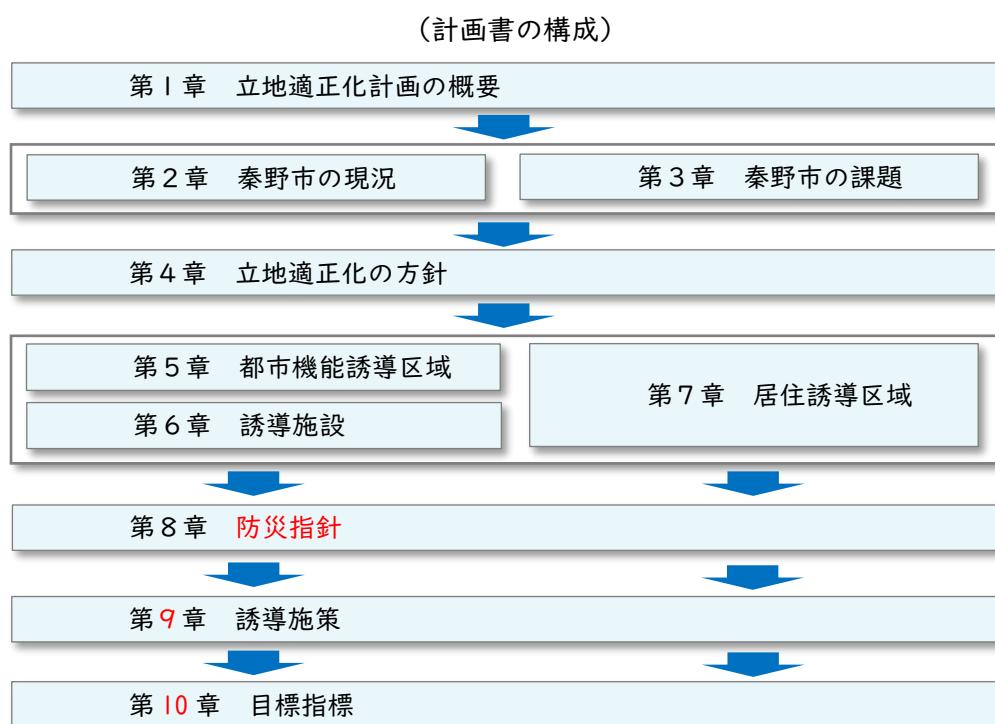
本計画は、医療・福祉・商業施設等の都市機能や、居住・公共交通等に関する包括的な計画で、都市全体を見渡したマスタープランとし、次のとおり位置付けます。



4 計画の構成

(1) 計画の構成

本計画は、本市の現況や都市構造の分析等から導き出される課題を整理し、立地適正化計画の基本的な考え方を検討のうえ、都市機能誘導区域や誘導施設、居住誘導区域の設定等、計画を実現するために必要な事項をとりまとめます。



(2) 計画区域

立地適正化計画の計画区域：都市計画区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき都市計画区域全域を対象とし、都市機能及び居住の誘導区域や誘導のための施策については、市街化区域内を対象に設定します。

(3) 計画期間

計画期間：令和2年（2020年）～令和22年（2040年）

本計画の計画期間は、概ね20年後の都市の姿を展望し、令和22年（2040年）までとします。また、本計画は概ね5年ごとに評価指標の検証を行うことを基本とし、総合計画や都市マスタープランの改定等の際は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 秦野市の現況

I 秦野市の現況分析

I 秦野市の現況分析

(I) 人口動向及び将来予測

人口動向のまとめ

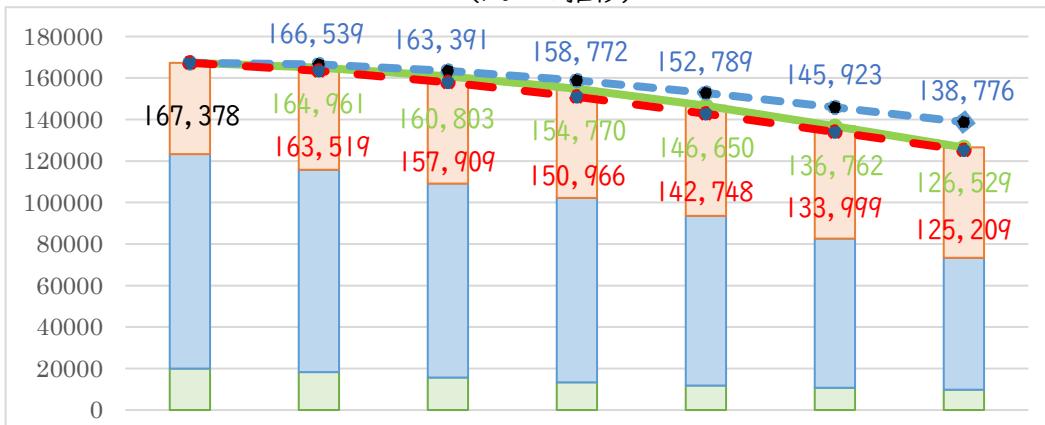
- ・総人口は平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じ、今後は減少が続きます。
- ・年少及び生産年齢人口の割合が減少し高齢者人口の割合は増加します。
- ・市街化区域内の人口密度は約 60 人／ha で、一定の集積性が見られるものの、徐々に低下します。
- ・市街化区域のうち、駅周辺においても人口密度が低下します。

ア 人口の推移

本市の総人口は、平成 22 年（2010 年）の 170,145 人をピークに減少に転じており、平成 27 年（2015 年）には 167,378 人に減少している状況です。

「秦野市人口ビジョン（平成 28 年（2016 年）3 月）」によると、概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）の総人口は 145,923 人と予測されていましたが、**秦野市人口ビジョン（令和 3 年（2021 年））**に基づく新たな推計では、**国立社会保障・人口問題研究所の推計値**から若干の改善はありますが、約 9 千人下回る 136,762 人となり、人口減少のスピードが加速していくことが予測されています。

（人口の推移）



折線グラフ上段：H28 秦野市人口ビジョン パターン①（H27 国勢調査に基づく）
折線グラフ中段：R3 秦野市人口ビジョン パターン①（H27 国勢調査に基づく結果に住民の移動を加えて推計）
折線グラフ下段：国立社会保障・人口問題研究所推計（H30）

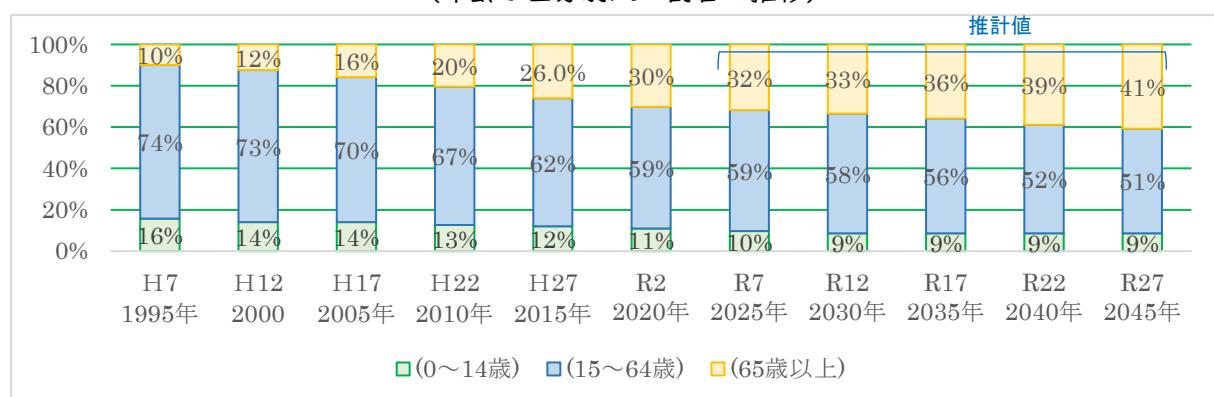
出典：実績値は国勢調査（令和 2 年）、推計値は秦野市人口ビジョン（平成 28 年）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年） ■

イ 年齢別人口割合の推移

生産年齢人口割合（15～64歳）は、平成7年（1995年）をピークに、また年少人口割合（0～14歳）は、昭和60年（1985年）をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。老人人口割合（65歳以上）は年々増加傾向にあり、**令和2年（2020年）**では高齢化率が**約30パーセント**となっています。神奈川県の高齢化率は**約26パーセント**で、県平均よりも高い水準にあり、本市もすでに「超高齢社会」*に突入しています。

*超高齢社会：65歳以上の人口の割合が総人口の21パーセント以上を占めている社会

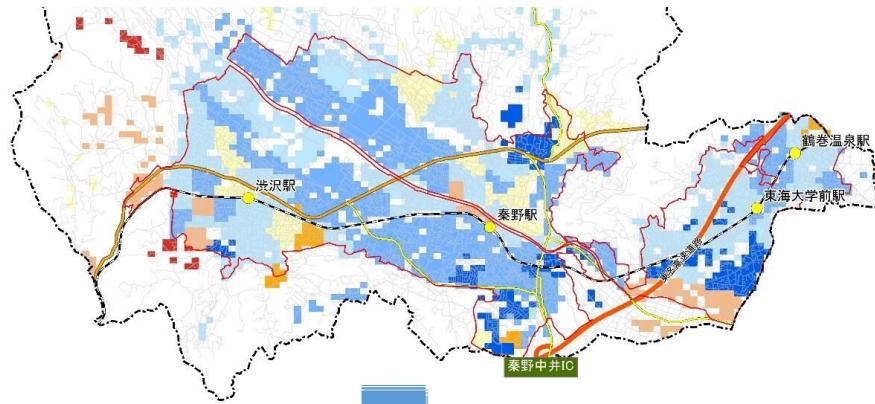
（年齢3区分別人口割合の推移）



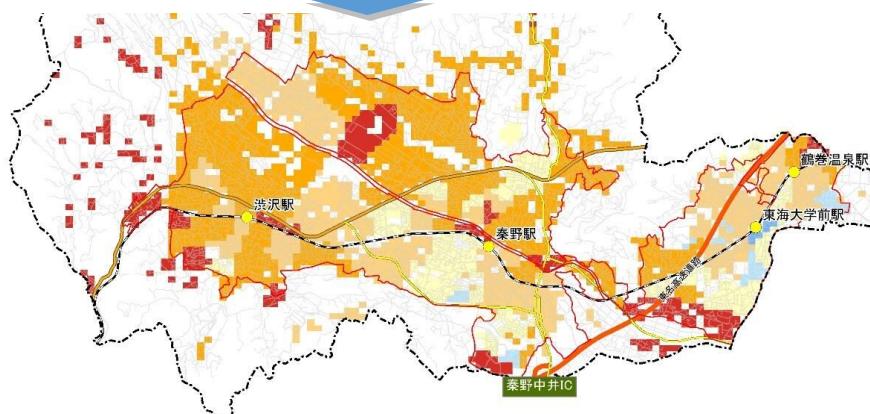
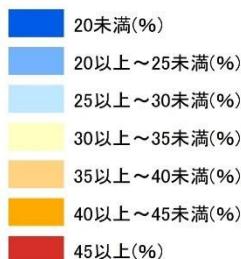
出典：実績値は国勢調査（令和2年）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所（平成30年）■

（老人人口の推移（100メートルメッシュ））

H27年（2015年）



R22年（2040年）



出典：G空間情報センター公開データセット：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

ウ 人口密度の動向

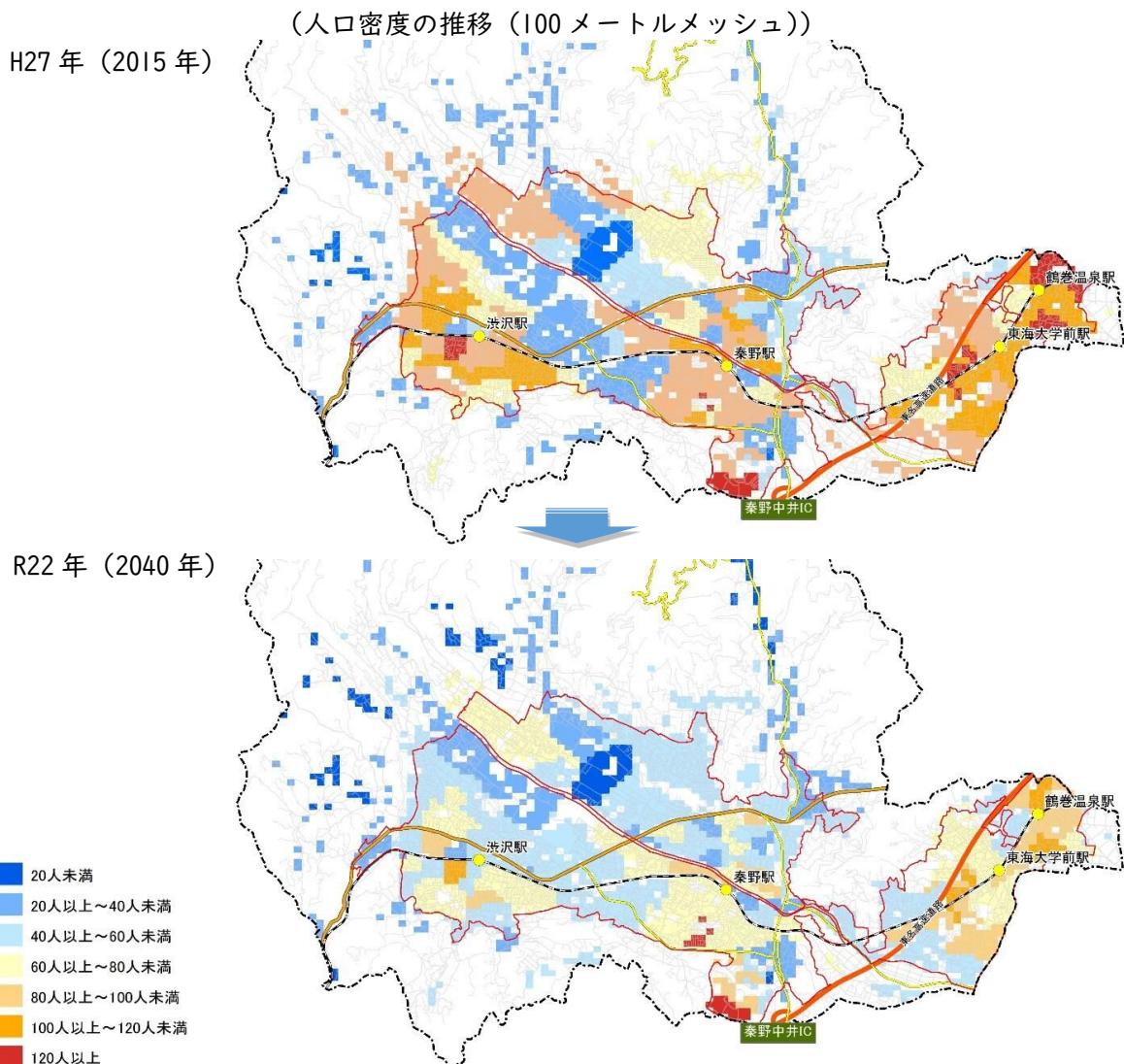
平成 27 年（2015 年）の市街化区域内における人口密度は、1 ヘクタール当たり約 59 人であり、駅周辺を含む広範囲の部分で人口密度が高くなっています。

今後は都市全体で低下傾向にあり、令和 22 年（2040 年）の市街化区域内における人口密度は、1 ヘクタール当たり約 50 人に低下すると予測されており、特に駅周辺で人口密度の低下が顕著に表れています。

なお、この傾向は令和 22 年（2040 年）以降も続くと予測されています。

	(人口密度)	非可住地を含む	
	H27 年(2015 年)(人/ha)	R2 年(2020 年)(人/ha)	R22 年(2040 年)(人/ha)
市全体	16.1	15.7	12.9
市街化区域	62.5	60.9	50.0
市街化調整区域	1.9	1.8	1.5

出典：H27、R2 実績値は都市計画基礎調査、R22 予測値は国立社会保障・人口問題研究所（H27 国調に基づく人口推計）



出典：G 空間情報センター公開データセット：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

(2) 人口集中地区及び土地利用等の状況

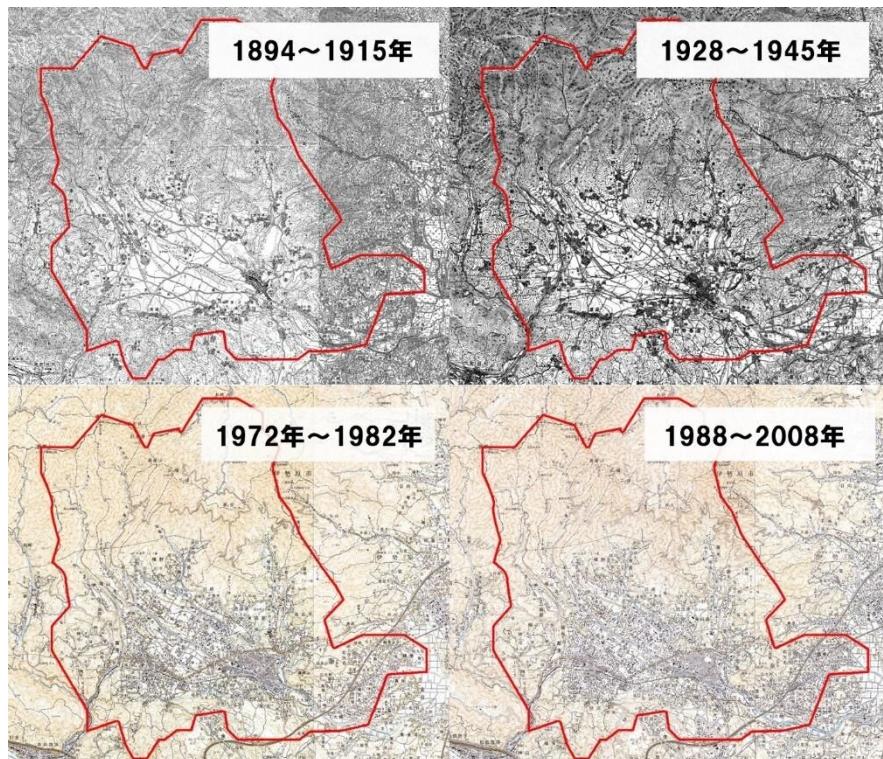
土地利用等のまとめ

- ・人口集中地区（D I D地区）面積は拡大しているが、地区内人口密度は低下しており市街地の低密度化が進行しています。
- ・市街化区域内は、住宅用地と工業用地の占める割合が高く、一方で農地やその他空地等の低未利用地の割合も比較的高い傾向にあります。
- ・秦野駅及び渋沢駅周辺を中心に計画的な市街地開発事業を実施し、本市の拠点形成に寄与しています。

ア 秦野市内の市街地形成過程

19世紀末期から20世紀初頭の古地図を参考すると、集落は山の麓に分布しており、中心部には空き地が目立ちます。20世紀中盤もその傾向がありますが、大秦野駅（現秦野駅）周辺の市街化がさらに進んでいる様子が伺えます。20世紀後半になると、中心部の市街化が進み、空き地は目立たなくなっています。

市街地形成過程の特徴として、まず初めに都市の縁辺部に集落が点在しており、時代を経るにつれて中心部の市街化が進んで現在の都市が形成されています。この流れはモータリゼーションによってスプロール化が進んだ一般的な都市とは異なり、縁辺部の住民が以前からその土地に定住しており、コミュニティや歴史が深く根差していることが伺えます。



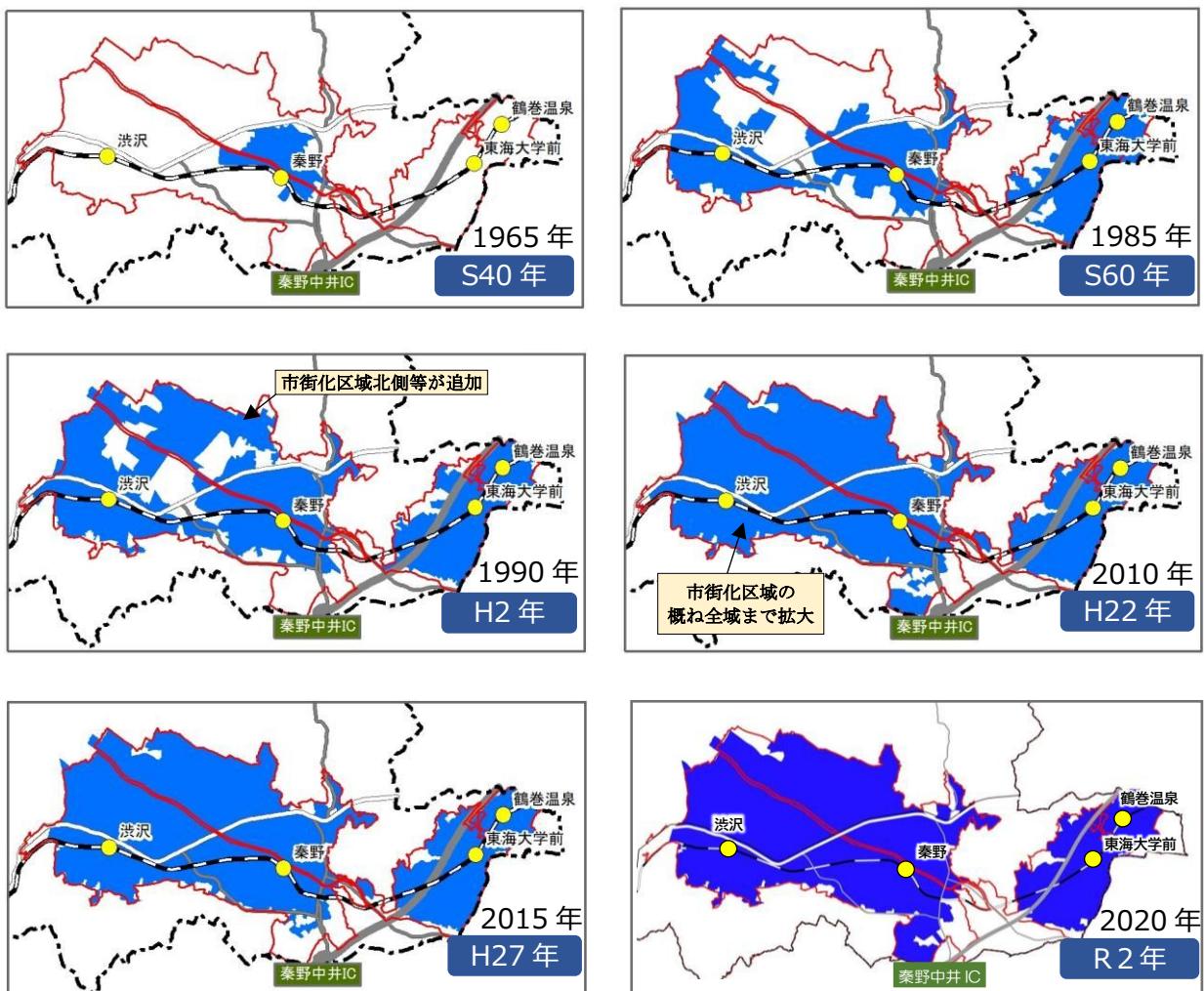
出典：今昔マップ on the web より作成

イ 人口集中地区（DID地区）の変遷

昭和40年（1965年）のDID地区は、秦野駅を中心に展開していました。その後は他の3駅周辺、市街化区域北側等の順で拡大し、地区面積は平成22年（2010年）までに約2,294ヘクタールとなり、昭和60年（1985年）の約1.7倍まで拡大しました。これに対し、DID地区内の人口密度は昭和60年（1985年）の約0.9倍に低下しており、市街地の低密度化が進行しています。

(DID地区の変遷)

年次	DID地区内人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
S60年（1985年）	97,512	1,358	71.8
H2年（1990年）	123,923	1,853	66.9
H7年（1995年）	141,597	2,097	67.5
H12年（2000年）	146,070	2,150	68.0
H17年（2005年）	143,136	2,223	64.4
H22年（2010年）	150,652	2,294	65.7
H27年（2015年）	143,606	2,257	63.6
R2年（2020年）	144,282	2,316	62.3



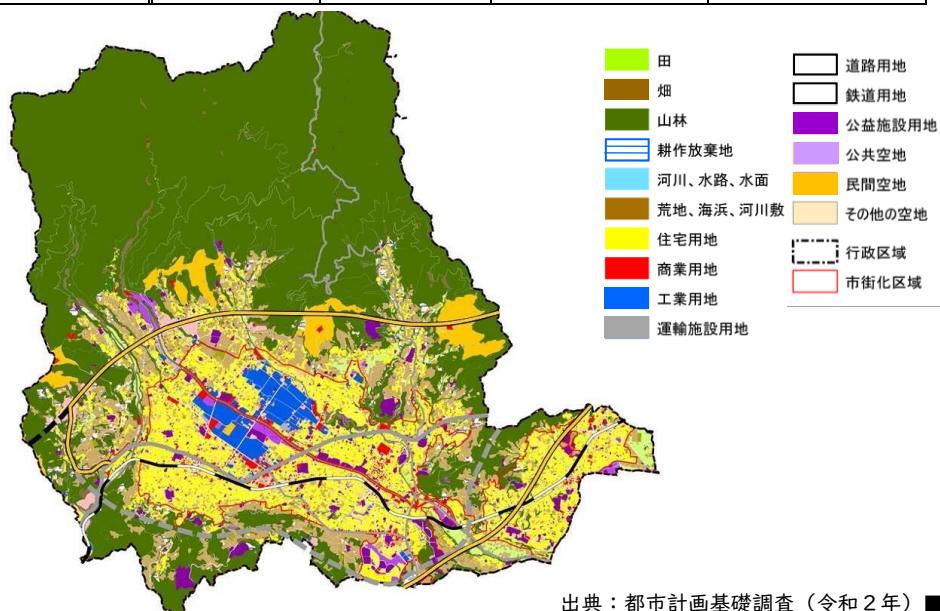
ウ 土地利用の状況

都市計画区域内では、住宅・商業・工業・公共施設用地等の都市的土地利用が約32パーセント、農地・山林・水面等の自然的土地利用が約68パーセントとなっており、市街化区域内では、都市的土地利用が約87パーセントを占めています。

また、国道246号の北側に工業用地が集積しています。

(土地利用現況) 令和2年(2020年)時点

区分	市全体		市街化区域	市街化調整区域
	面積(ha)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
都市的 土地 利用	住宅用地	1,340.8	12.9	43.1
	商業用地	134.8	1.3	4.5
	工業用地	197.9	1.9	7.8
	運輸施設用地	34.8	0.3	1.0
	道路用地	618.0	6.0	15.5
	鉄道用地	21.5	0.2	0.6
	公益施設用地	267.9	2.6	6.1
	公共空地	82.3	0.8	2.1
	民間空地	279.0	2.7	0.0
自然的 土地 利用	その他空地	300.0	2.9	5.7
	小計	3,277.0	31.6	86.7
				14.7
	田	130.0	1.3	0.3
	畠	1,118.4	10.8	7.9
	山林	5,479.3	52.8	3.2
	河川、水路、水面	61.2	0.6	0.5
	荒地、河川敷	216.9	2.1	1.2
	耕作放棄地	93.2	0.9	0.2
	小計	7099.0	68.4	13.3
	合計	10,376.0	100.0	100.0



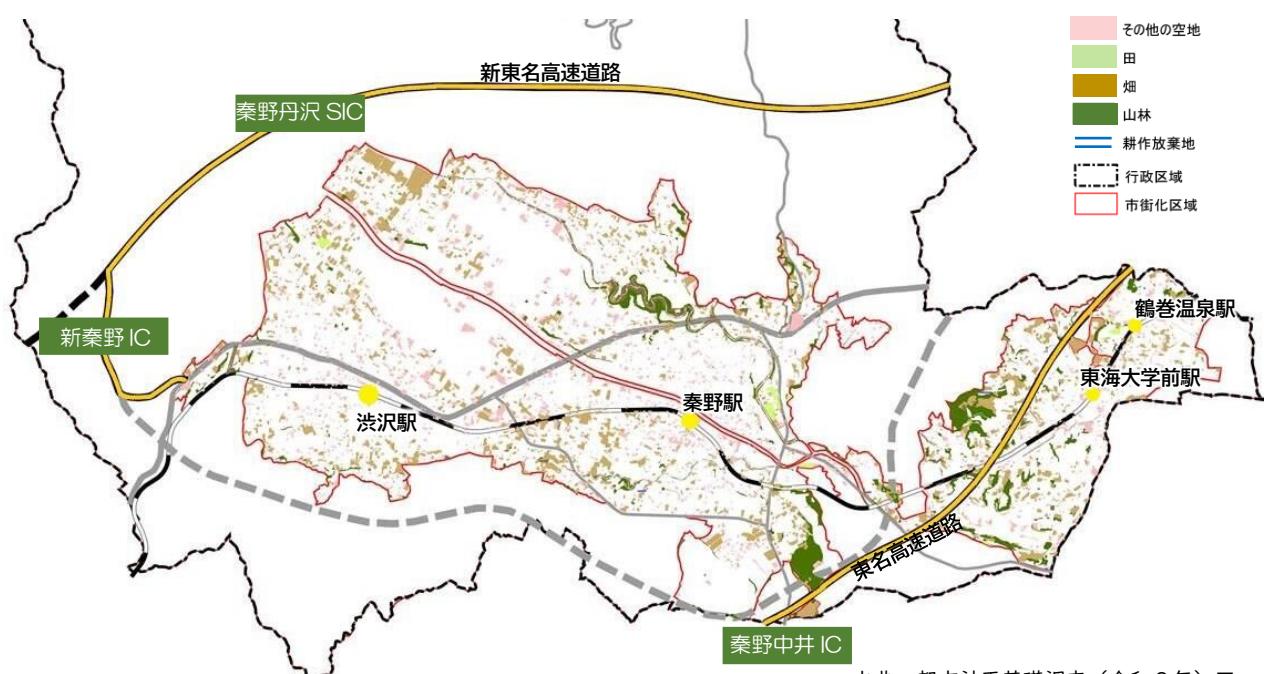
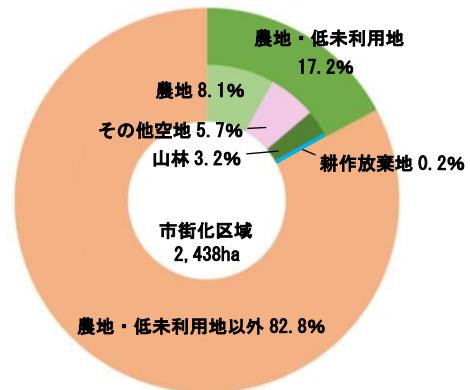
出典：都市計画基礎調査（令和2年）■

エ 市街化区域の農地・低未利用地等の状況

市街化を図るべき市街化区域に占める農地・低未利用地等の割合は、約17パーセントとなっています。そのうち、その他空地（未建築宅地、改変工事中の土地、駐車場等）が約6パーセントを占めています。

(市街化区域内の低未利用地)

区分	面積 (ha)	割合 (%)
農地・低未利用地	農地	198.6
	山林	77.5
	耕作放棄地	5.7
	その他空地	139.0
農地・低未利用地	420.8	17.2
上記以外	2,017.2	82.8
市街化区域面積 合計	2,438.0	100.0



才 市街地整備の状況

本市では、計画的な市街地開発事業を実施しており、現在進めている秦野駅南部（今泉）地区、**秦野中井インターチェンジ南地区**、戸川地区の整備が完了すると、市街化区域の約7パーセントに当たる約181ヘクタールで、道路や公園等の都市基盤が整備された市街地が形成されます。また、秦野駅及び渋沢駅周辺を中心に市街地整備が進められてきており、本市の拠点形成に寄与しています。

(土地区画整理事業の状況)

	施行年度	地区名	面積 (ha)	整備状況
1	昭和 52 年 ~ 平成 19 年	渋沢駅周辺	13.80	施行済
2	昭和 56 年 ~ 平成 11 年	秦野駅南部	17.24	施行済
3	昭和 50 年 ~ 昭和 52 年	西大竹	4.58	施行済
4	昭和 54 年 ~ 昭和 58 年	瓜生野	4.23	施行済
5	昭和 55 年 ~ 昭和 57 年	曾屋	0.98	施行済
6	昭和 56 年 ~ 昭和 58 年	落合	5.32	施行済
7	昭和 58 年 ~ 昭和 60 年	三本木	1.01	施行済
8	昭和 62 年 ~ 平成 2 年	堀山下	23.99	施行済
9	昭和 62 年 ~ 平成 2 年	外開戸	1.32	施行済
10	平成元年 ~ 平成 9 年	曾屋弘法	12.93	施行済
11	平成 3 年 ~ 平成 8 年	平沢	7.14	施行済
12	平成 4 年 ~ 平成 7 年	今泉沙汰面	1.45	施行済
13	平成 6 年 ~ 平成 10 年	堀山下戸川	3.18	施行済
14	平成 6 年 ~ 平成 17 年	西大竹尾尻特定	27.87	施行済
15	平成 7 年 ~ 平成 11 年	平沢上川原	2.91	施行済
16	平成 7 年 ~ 平成 17 年	今泉台特定	17.90	施行済
17	平成 7 年 ~ 平成 9 年	西田原	2.19	施行済
18	平成 9 年 ~ 平成 15 年	平沢みねばし	0.58	施行済
19	平成 15 年 ~ 平成 19 年	今泉諏訪原	2.47	施行済
20	平成 24 年 ~ 平成 27 年	秦野駅南部（今泉荒井）	3.15	施行済
21	平成 24 年 ~ 平成 29 年	鶴巻温泉駅南口周辺	0.41	施行済
22	平成 27 年 ~ 令和 9 年	秦野駅南部（今泉）	2.85	事業中
23	令和 5 年 ~ 令和 10 年	秦野中井インターチェンジ南※	(本市分)3.40	事業中
24	令和 5 年 ~ 令和 11 年	戸川	19.50	事業中

※秦野中井インターチェンジ南地区は秦野市と中井町に跨る地区であり、全体面積は 10.18ha です。



出典：秦野市資料（令和 7 年）■

(3) 生活サービス施設の立地状況（医療・福祉・商業等）

生活サービス施設の立地状況のまとめ

- 駅周辺や地域の拠点、主要な幹線道路沿道に生活サービス施設が集積しています。
- 市街化区域面積の約半分が、生活利便性の高い「日常生活サービス徒歩圏」^{*}に属しております、現状の機能を将来維持することができればサービス水準は高く保たれます。
- 「日常生活サービス利用圏」においても、人口減少が予測されているため、サービス需要低下によって、サービス水準の低下あるいは機能喪失が懸念されます。

^{*}日常生活サービス徒歩圏：生活サービス施設（医療・福祉・商業等）及び基幹的公共交通（バス 30 本／日以上）の全てのサービスを一般的な徒歩圏半径 800 メートルで利用できる生活利便性の高いエリア

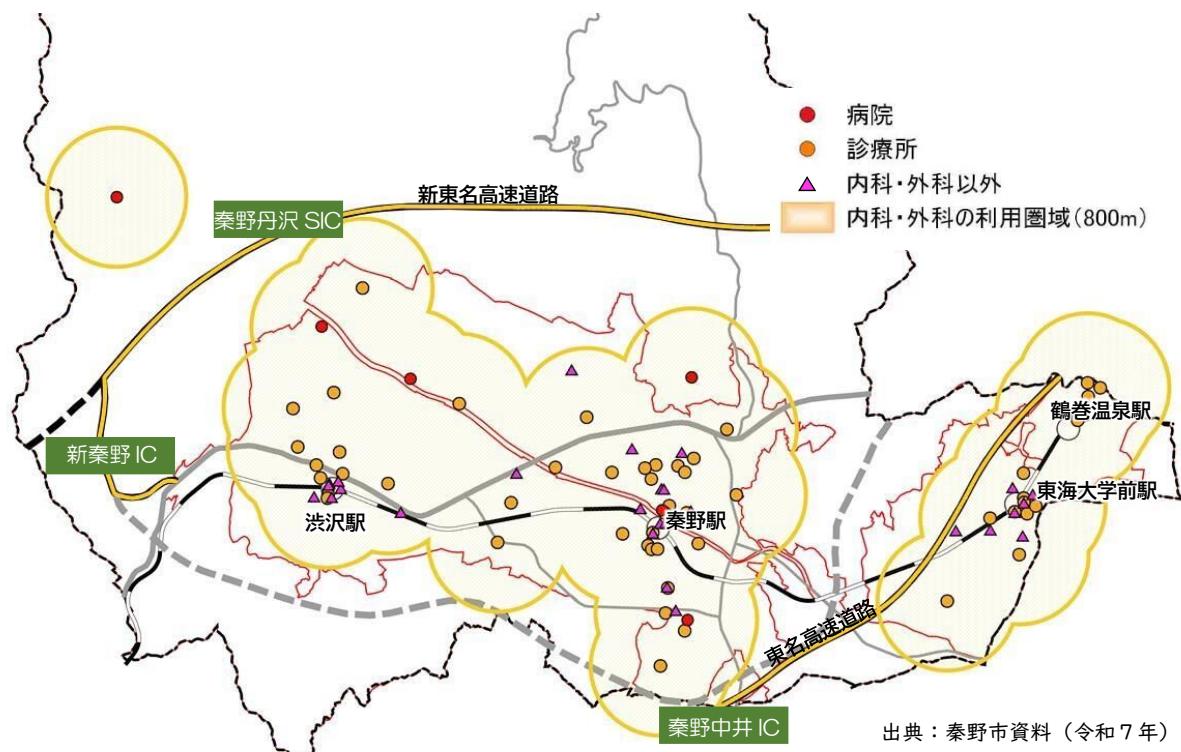
（利用圏域の設定について）

- 対象施設(ア)医療施設、(ウ)商業施設、(イ)子育て施設及び(カ)金融施設は、「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏半径 800 メートルを採用
- 対象施設(イ)高齢者福祉施設は、厚生労働省の「地域包括ケアシステム」の日常生活圏域を想定し各施設から半径 1,000 メートル圏を設定

ア 生活サービス施設の立地状況

(ア) 医療施設

病院（病床 20 床以上）が 7か所、診療所が 53 か所立地しています。病院は市街化区域の外縁部や市街化調整区域、診療所は駅周辺や幹線道路沿道の立地が多く、市街化区域内の人口密度が高いエリアでは、大部分が施設の徒歩圏内となっています。



出典：秦野市資料（令和 7 年） ■

(1) 高齢者福祉施設

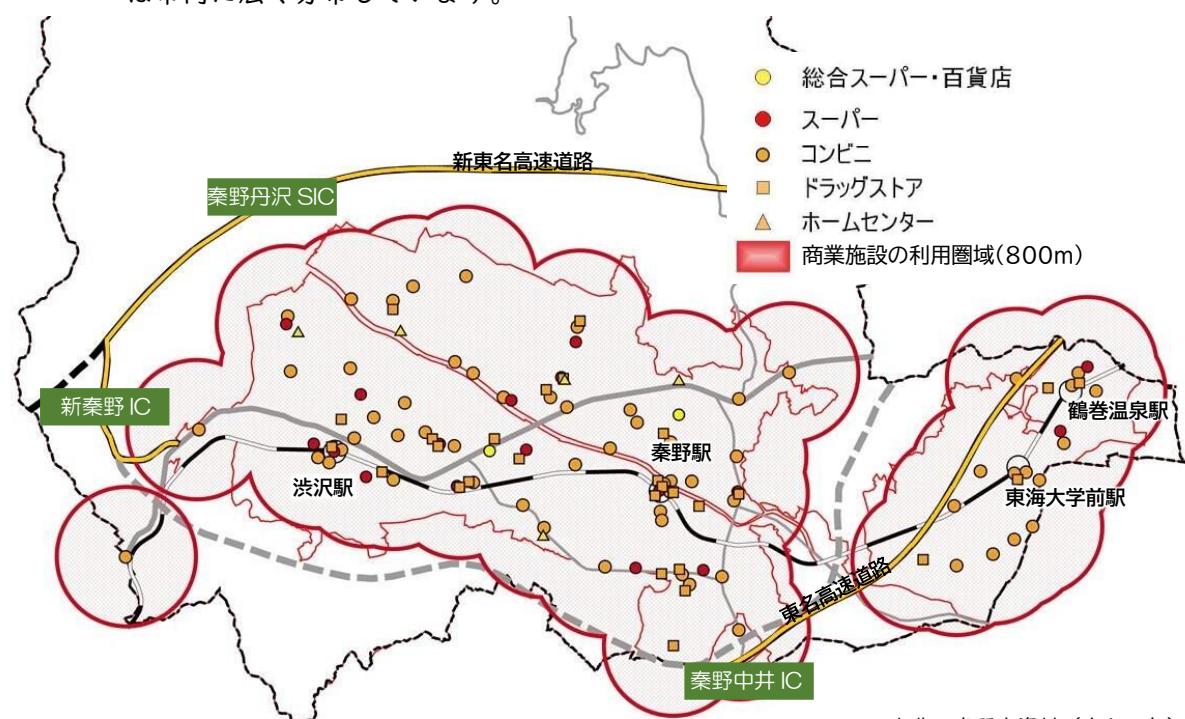
訪問系施設が**60施設**、通所系施設が**63施設**、小規模多機能施設が**5施設**立地しています。訪問系施設は駅周辺や公共交通沿線、通所系施設は市域に広く分布しています。



出典：秦野市資料（令和7年）■

(2) 商業施設

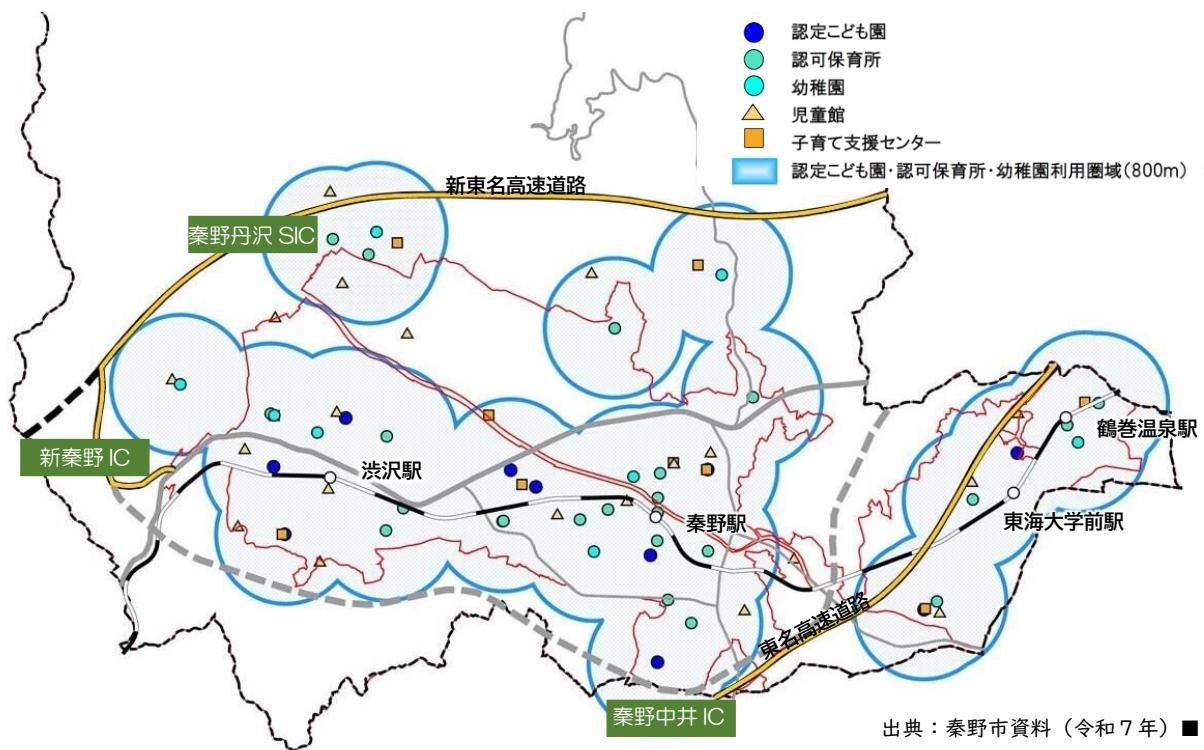
総合スーパー・百貨店は**2施設**、スーパーマーケットは**17施設**立地しています。スーパーマーケットは駅周辺や地域の拠点**施設周辺**に立地し、コンビニエンスストアは市内に広く分布しています。



出典：秦野市資料（令和7年）■

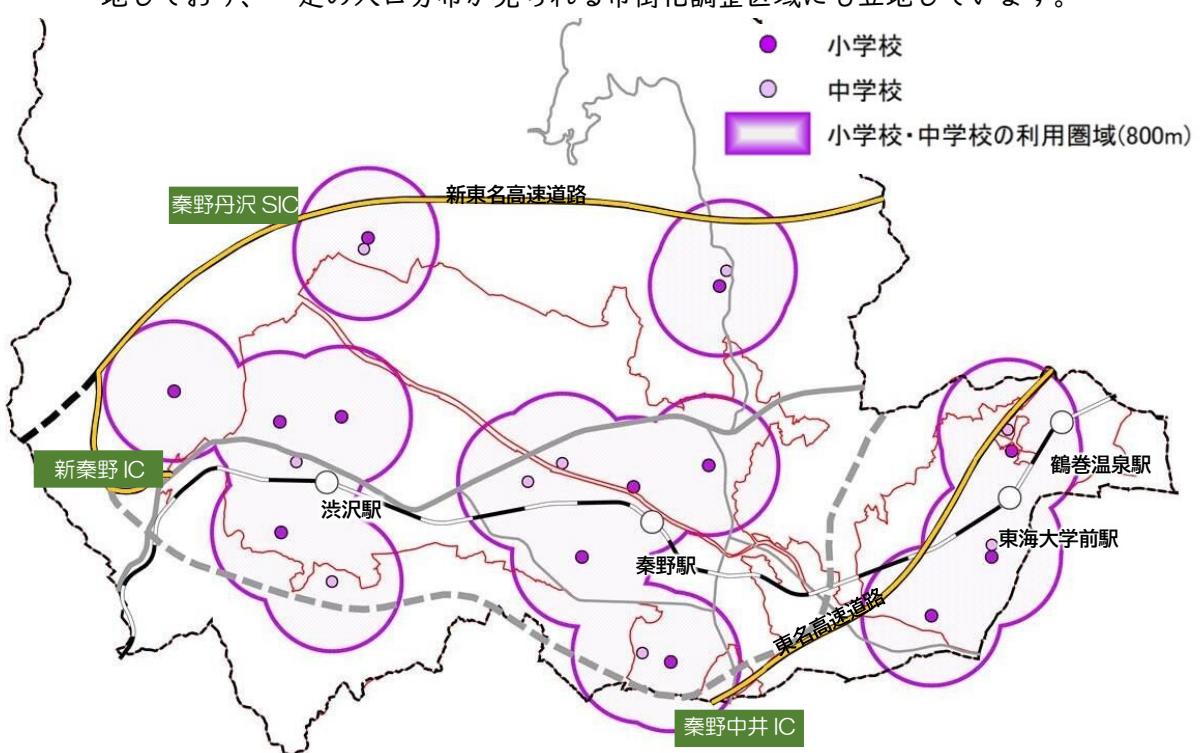
(I) 子育て施設

認定こども園が**10施設**、認可保育所が**23施設**、幼稚園が**8施設**立地しています。
子育て施設は市域の住居系土地利用のエリアに広く分布しています。



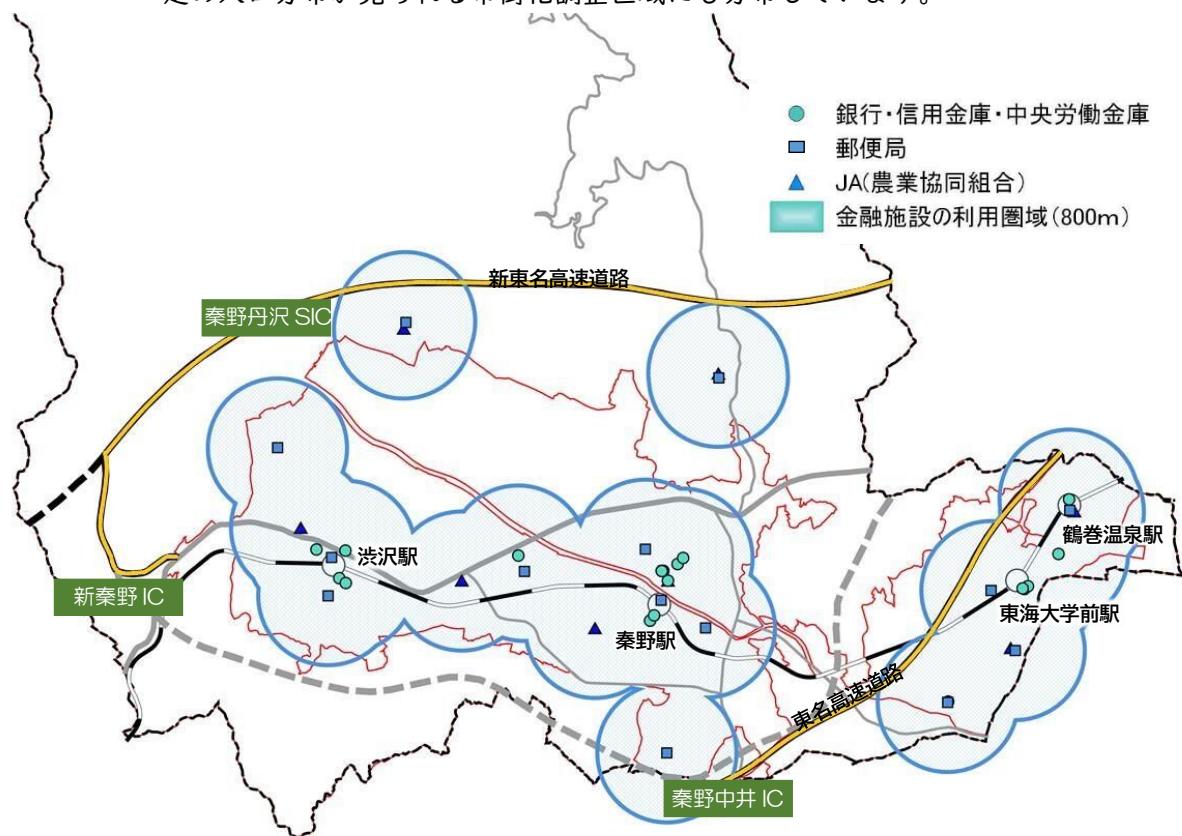
(II) 教育施設

小学校が**13校**、中学校が**9校**立地しています。小学校及び中学校は市域に広く立地しており、一定の人口分布が見られる市街化調整区域にも立地しています。



(カ) 金融施設

銀行・信用金庫・中央労働金庫が19か所、郵便局が14か所、JAが8か所立地しています。銀行・信用金庫・中央労働金庫は駅周辺に集積しており、郵便局・JAは一定の人口分布が見られる市街化調整区域にも分布しています。



出典：秦野市資料（令和7年）■

イ 生活の利便性が高いエリアの状況

日常生活サービス利用圏^{*}では、生活サービス施設と公共交通のすべてのサービスを徒步圏で利用できる生活の利便性が高いエリアとなっています。

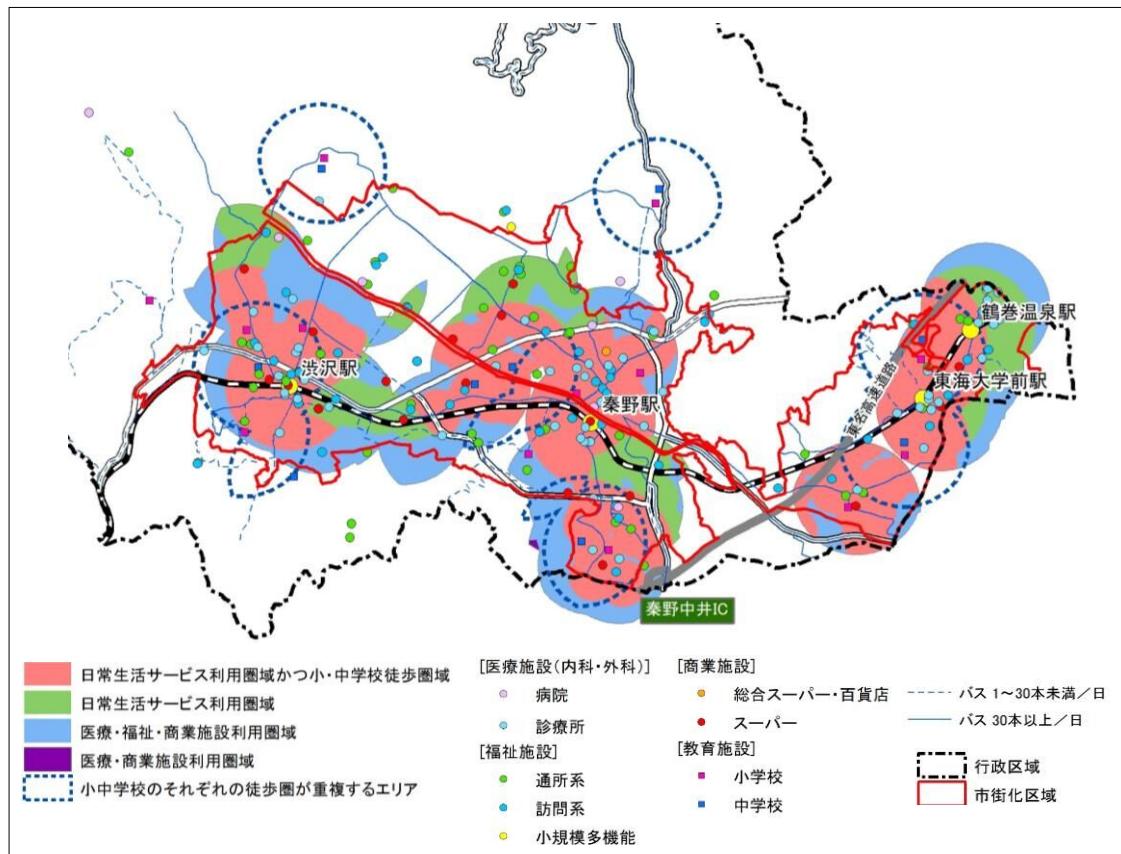
しかし、この圏域のうち市街化区域内では、平成 27 年（2015 年）から令和 22 年（2040 年）にかけて圏域人口が約 1 万 8 千人減少すると予測されています。これにより、施設や公共交通の利用者の減少が懸念されます。

※日常生活サービス利用圏：生活サービス施設の利用圏（医療・商業施設 800m、福祉施設 1000m）及び基幹的公共交通利用の利用圏（鉄道駅 800m、バス停留所（30 本／日以上）300m）の範囲に含まれる生活利便性の高いエリア

（日常生活サービス利用圏の人口カバー率）

	圏域面積 (面積カバー率)	圏域人口（人口カバー率）、人口密度	
		平成 27 年（2015 年）	令和 22 年（2040 年）
市全域	1,616.0ha (15.6%)	94,939 人 (56.7%) 人口密度：58.7 人/ha	76,155 人 (56.8%) 人口密度：47.1 人/ha
市街化区域内	1,406.9ha (57.7%)	92,510 人 (64.5%) 人口密度：65.8 人/ha	74,165 人 (64.3%) 人口密度：52.7 人/ha

市街化区域内人口：平成 27 年（2015 年） 143,397 人、令和 22 年（2040 年） 115,426 人（秦野市推計）



(4) 公共交通の状況

公共交通の状況のまとめ

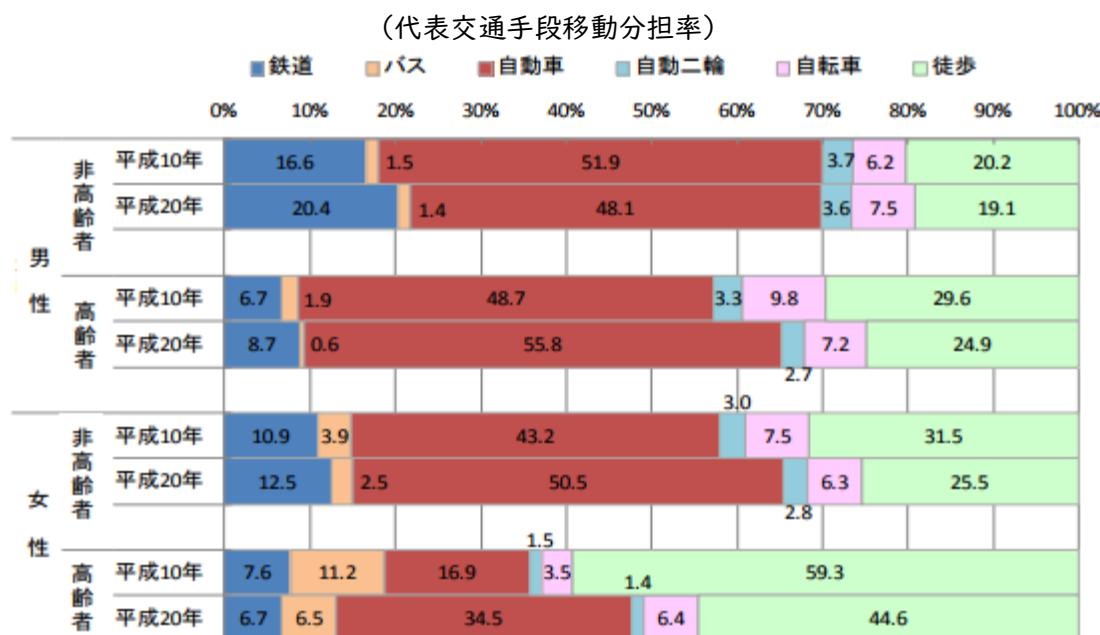
- ・移動分担率は、自家用車が5割近くを占めており、高齢者や女性を中心にその依存度は年々高まっています。
- ・鉄道駅や路線バスの移動分担率は、2割を満たしません。
- ・基幹的公共交通路線（バス30本／日以上）の徒歩圏内人口は、大幅に減少する予測であり、利用者の減少から路線の維持が困難になることが懸念されます。
- ・高齢化等によりバス乗務員が不足し、運行サービスの維持がすでに深刻となっています。

ア 公共交通の状況

本市の公共交通は、鉄道として小田急小田原線が通り、渋沢駅・秦野駅・鶴巻温泉駅・東海大学前駅の4駅があります。駅別乗車人員は、統計はだのにおける過去5年の値によるとほぼ横ばいで推移しています。

路線バスは、秦野駅と各鉄道駅を結ぶ路線が運行しており、駅を中心に放射状に路線網を形成しています。

本市の移動分担率は、自家用車が5割近くを占めており、高齢者や女性を中心にその依存度は年々高まっています。一方で、鉄道・バスといった公共交通手段の分担率は、2割に満たず、路線バスの分担率は低下傾向にあります。このような中、交通の不便な地域を補完するためコミュニティタクシー、上地区乗合自動車及びデマンド型乗合タクシーが運行しています。



出典：はだの交通計画（平成28年、秦野市）、第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年、東京都市圏交通計画協議会）

イ 代表交通手段分担率の状況

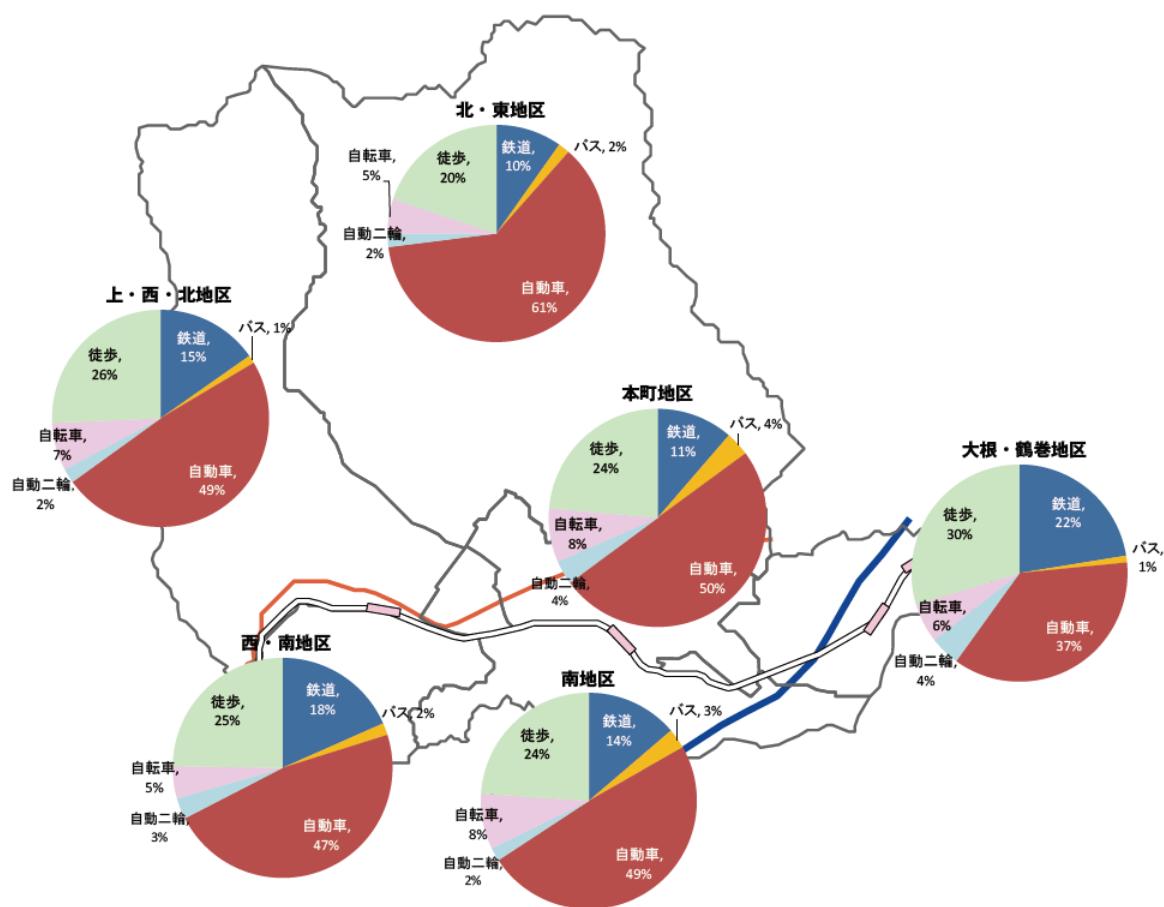
市内の交通手段のうち、自動車以外の鉄道、バス、自転車、徒歩の割合を地区別にみると、東部に当たる大根・鶴巻地区は59パーセント、うち鉄道・バス利用が約23パーセント、残り徒歩・自転車利用が約36パーセントとなっています。

これに対し、北・東地区においては自動車分担率が61パーセントと最も高く、鉄道・バス利用が12パーセント、徒歩・自転車利用が25パーセントと低い値となっています。

市の縁辺部での高齢化の進行や高齢者による自動車運転免許保有率の高まりを併せて考えると、今後この傾向はより顕著に表れると考えられます。

すでに高齢介護の現場では、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、今後さらに増える高齢者の移動ニーズにどのように対応していくのかが、交通政策面での課題となっています。

(代表交通手段移動分担率)



出典：はだの交通計画（平成28年、秦野市）、第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年、東京都市圏交通計画協議会）

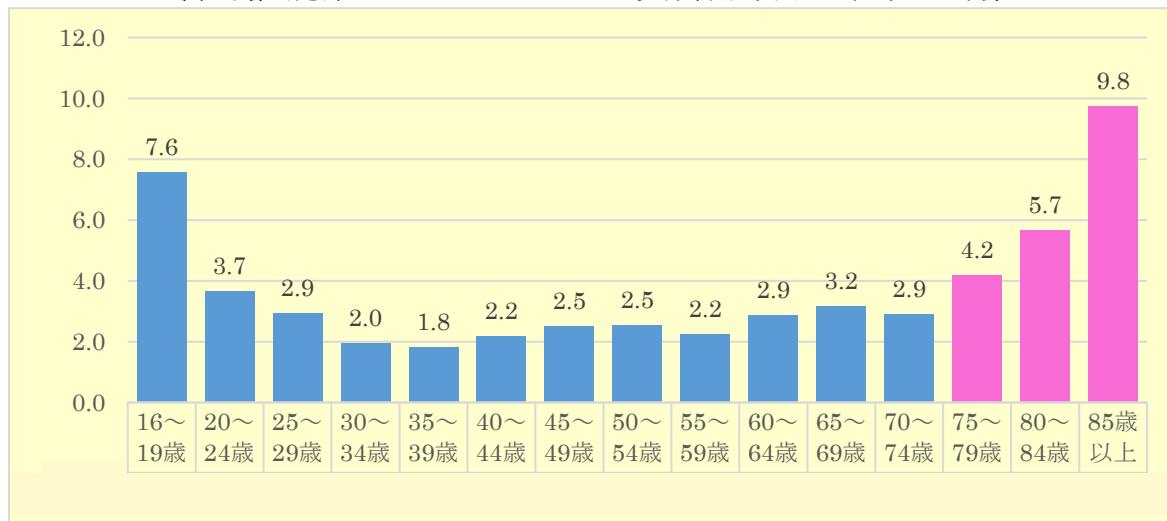
ウ 交通事故の状況（年齢別）

交通安全白書（内閣府）によると、75歳以上の運転者の死亡件数は、75歳未満の運転者に比べ、人口10万人当たりの件数が多く発生しています。

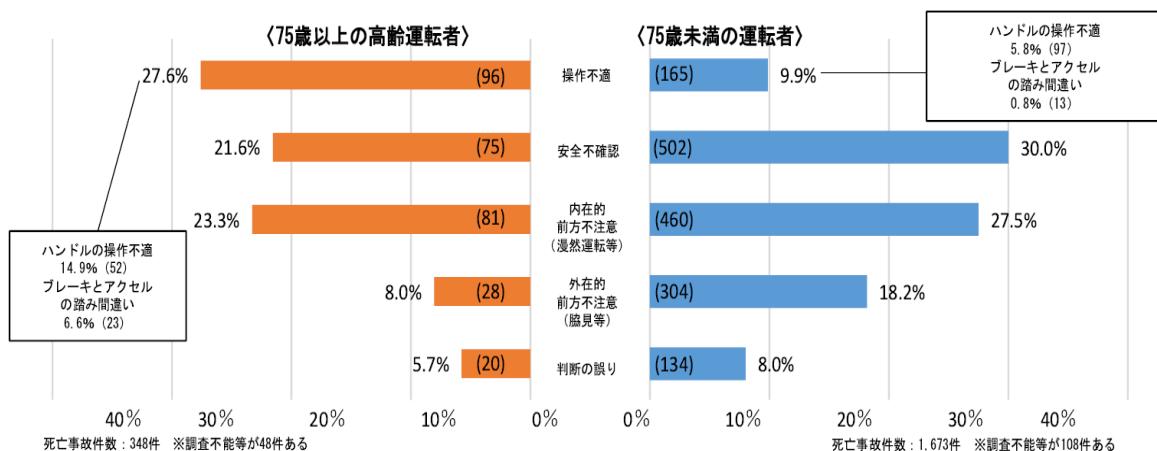
事故要因を見ると、75歳以上ではブレーキ・アクセルの踏み間違い等の操作不適による事故について、75歳以上では全体の6.6パーセントと最も割合が高く、75歳未満0.8パーセントに比べ、高い割合を示しています。高齢運転者の特性は、年齢や体力等によって個人差が認められるものの、一般的に視力等が弱まることによる判断力の低下や、反射神経の鈍化による対応遅れなどが挙げられ、これらの特性が死亡事故を起こしやすい要因の一つになっています。

本市では、将来の高齢化率が高く推移すると予測され、高齢運転者が増加すると見込まれる中で、高齢者自身も事故のリスクを抱えたまま歩行者や車両の通行が多い場所での運転を強いられるような社会環境は望ましくありません。市民とともに今後の車社会はどう向き合い、何を選択していくべきかを考えていく必要があります。

（年齢層別免許人口10万人当たり死亡事故件数（令和5年（2023年））



（死亡事故における人的要因比較（令和5年（2023年））



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。・運転者の年齢が16歳以上の事故について集計した。

出典：交通安全白書（令和6年、内閣府）、警察庁資料 ■

エ 路線バスの状況

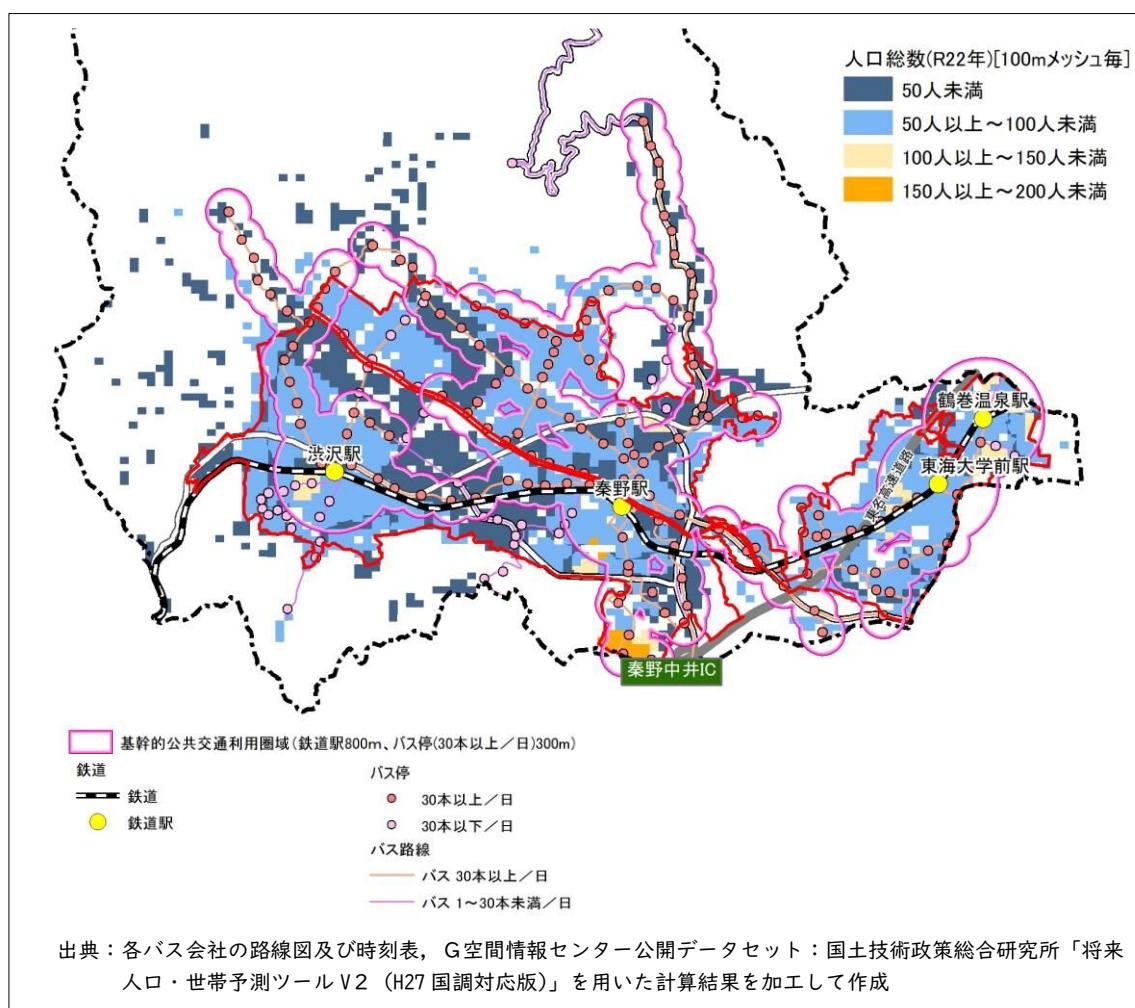
路線バスは、秦野駅と各鉄道駅を結ぶ路線が運行されており、市街化区域を中心に路線網が形成されています。1日当たり30本以上（概ねピーク時片道3本以上に相当）の運行頻度の高い路線は主に市街化区域内に多く存在しています。上地区や西地区の南部、北地区の南部、南地区の西部等で利便性の低い地域があります。

基幹的公共交通路線の徒歩圏内人口は、平成27年（2015年）から令和22年（2040年）にかけて市全域で約2万4千人、市街化区域内では約2万2千人減少すると予測されています。これにより公共交通利用者が減少し、公共交通サービスが縮小した場合は、高齢者の移動手段への影響が懸念されます。

（基幹的公共交通路線（利便性の高い公共交通路線）の利用圏）

	平成27年（2015年）		令和22年（2040年）	
	公共交通全路線	基幹的公共交通	公共交通全路線	基幹的公共交通
市全域	135,267人 (80.8%)	121,067人 (72.3%)	107,584人 (80.3%)	96,627人 (72.1%)
市街化区域内	121,468人 (84.7%)	110,611人 (77.1%)	97,127人 (84.1%)	88,476人 (76.7%)

下段カッコは人口カバー率



(5) 法規制・防災等の状況

法規制・防災等のまとめ

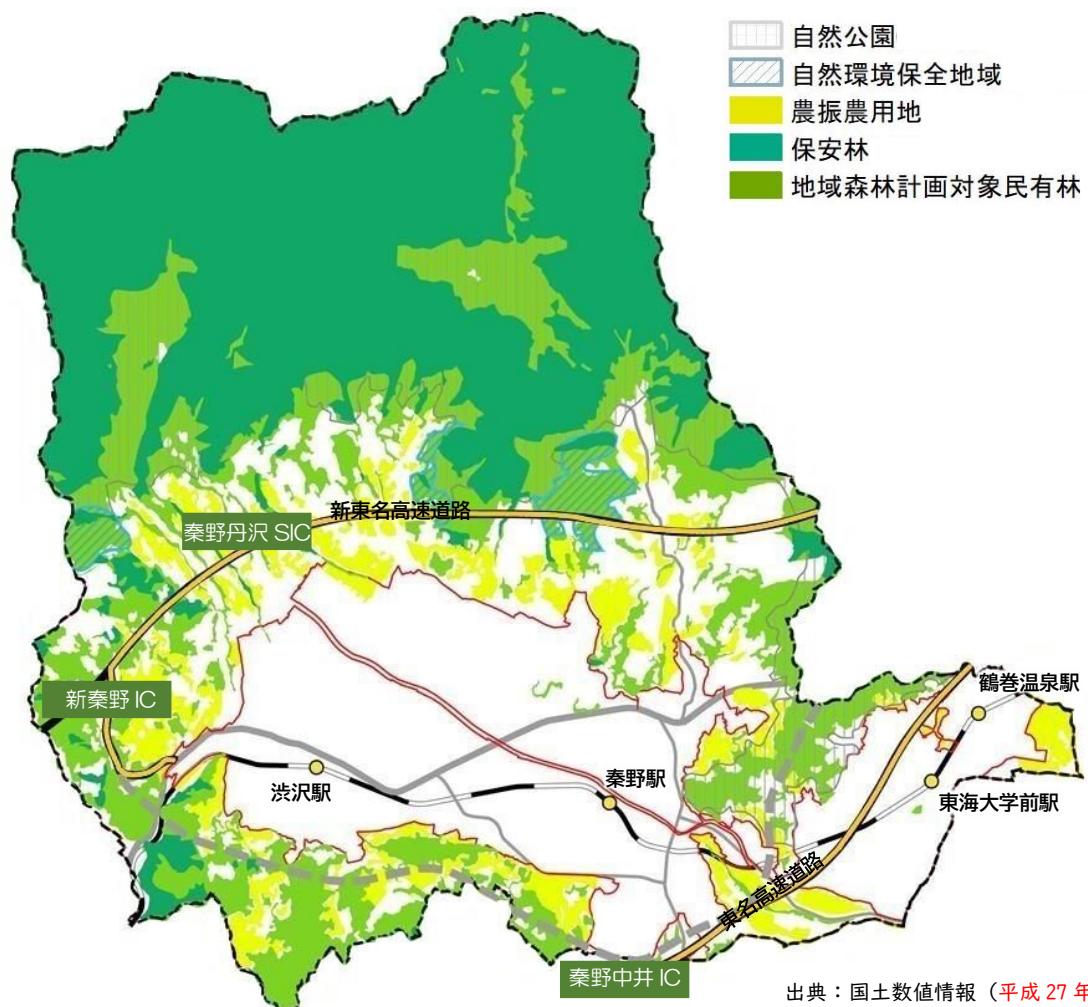
- ・河川の洪水による浸水想定区域は、市街化区域内については、葛葉川や水無川沿い、鶴巻温泉駅及び東海大学前駅周辺等に複数分布しています。
- ・災害危険区域は、南矢名地域、下大槻地域、曾屋地域等に分布しています。

ア 法規制の状況

農業振興を目的とした農業振興地域（3,420ヘクタール）、農用地区域（696ヘクタール）や、良好な自然環境の保全を目的とした地域森林計画対象民有林（4,685ヘクタール）、自然環境保全地域（167ヘクタール）の他、自然公園（3,938ヘクタール）が指定されています。（数値はいずれも令和5年度（2023年度）時点）

市街化区域内では、地域森林計画対象民有林が曾屋と東田原の間の葛葉川付近及び南矢名の一部の箇所で指定されています。

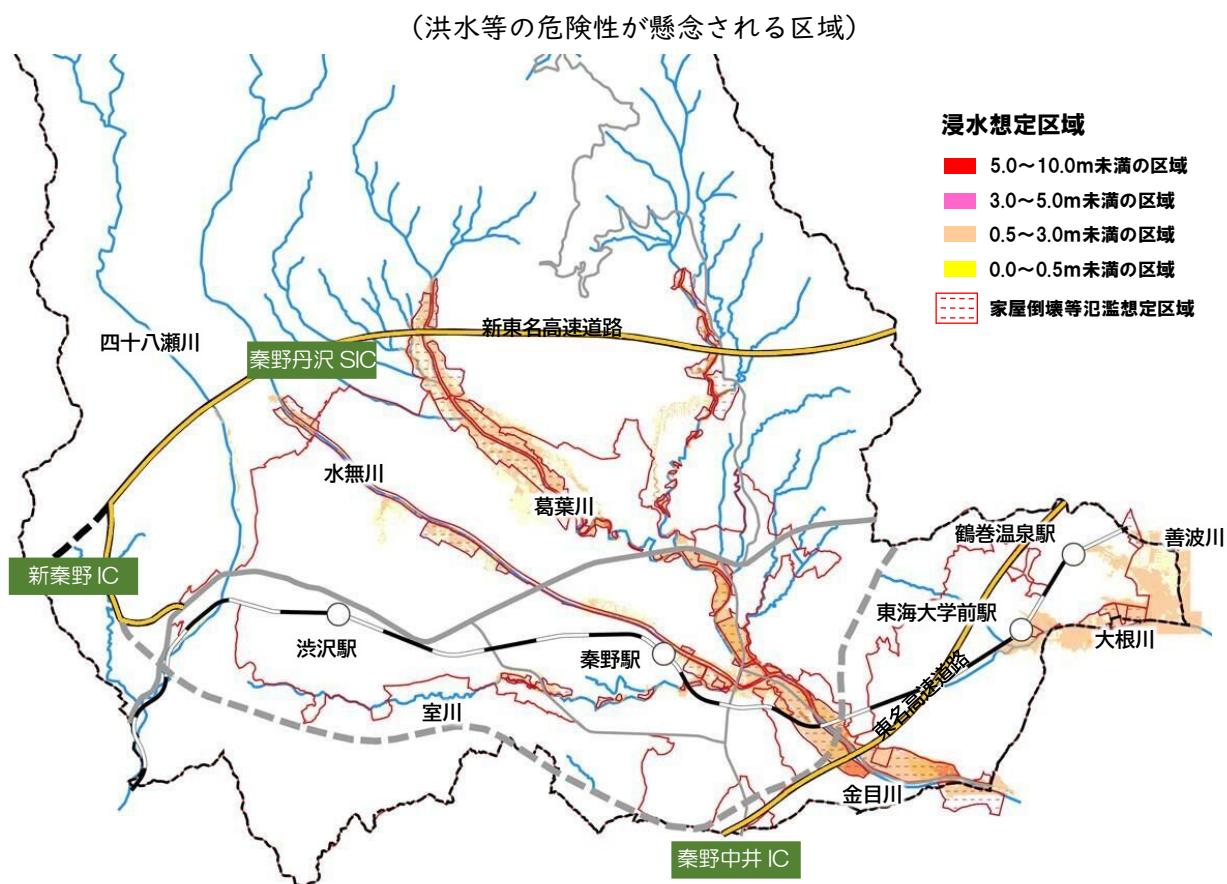
（法規制の状況）



イ 防災上の危険性が懸念される区域の状況

河川の洪水による浸水想定区域は、河川沿いや地形的に低い箇所を中心となっています。

市街化区域内では、葛葉川や水無川沿い、鶴巻温泉駅、東海大学前駅周辺等で浸水想定区域が見られます。



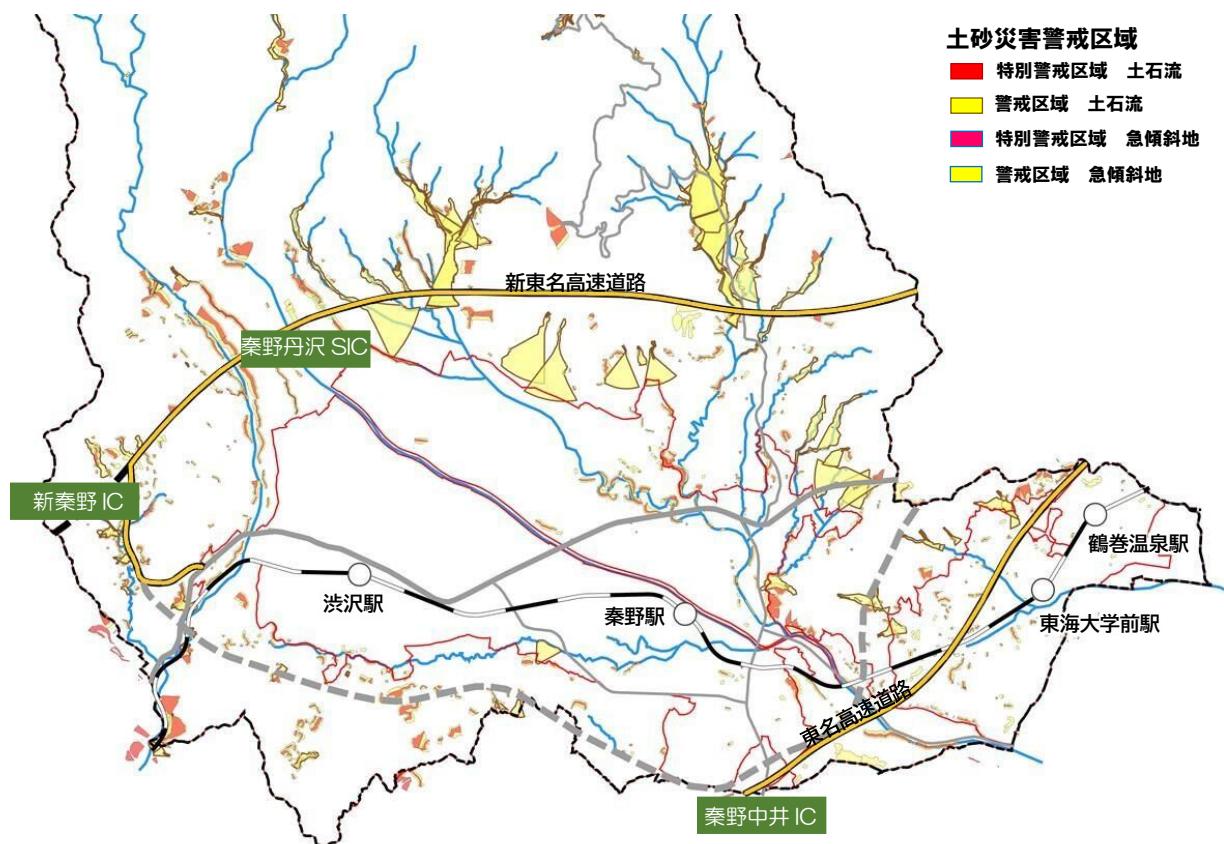
出典：神奈川県土砂災害情報ポータル（令和7年）■

災害防止関連の区域として、土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、市街化調整区域を中心に広範囲にわたっています。

がけ崩れによる被害や、発生の防止に係る急傾斜地崩壊危険区域が、市街化区域と市街化調整区域の一部に指定されています。

市街化区域では、秦野駅の南側、南矢名や下大槻及び曾屋地域等で災害危険区域が指定されています。

(がけ崩れ等の危険性が懸念される区域)



出典：神奈川県土砂災害情報ポータル（令和7年）■

(6) 財政等の状況

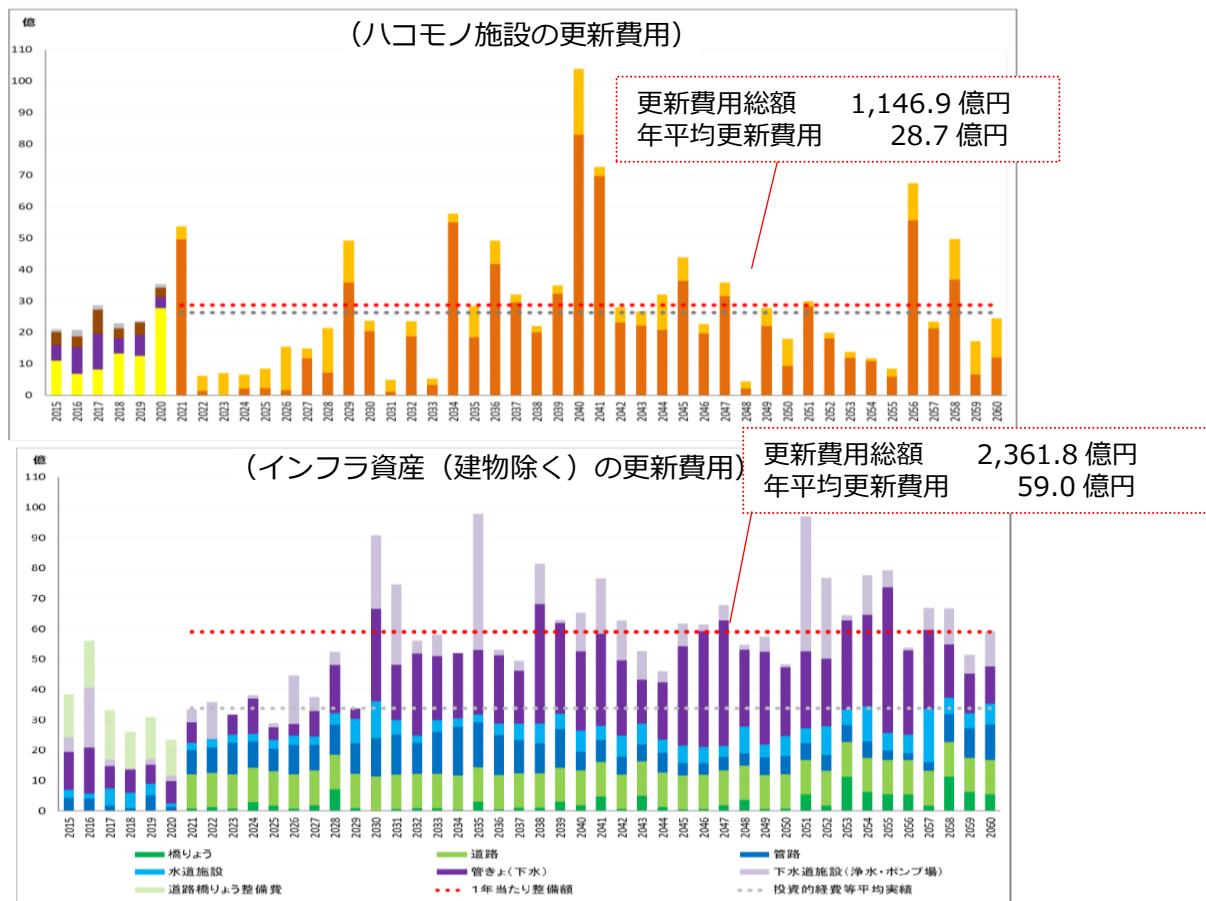
財政等の状況のまとめ

- ・自主財源比率は低下しており、今後の人口動向等によっては財源確保が困難になることが懸念されます。
- ・高齢化の進行等による更なる扶助費の増加が見込まれ、財政悪化が懸念されます。
- ・インフラの老朽化に対応した維持管理更新コストの増大が懸念されます。

ア 公的不動産の状況

本市のハコモノ施設は、昭和 50 年代（1975 年代）に集中して整備され、平成 30 年（2018 年）には 7 割を超える施設が築 30 年以上となります。一斉の建替え時期を迎える前に計画的な予防保全を行うべき時期が到来しています。インフラも同様に老朽化の進行が懸念される中で、ハコモノ以上に市民生活に影響を及ぼしやすく、更新問題の有効策が必要です。

平成 28 年度（2016 年度）から 40 年間におけるハコモノ施設の更新等にかかる費用（試算）は、年平均 28.7 億円となり、ピークは令和 22 年度（2040 年度）の約 104 億円となる見込みです。インフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）については、年平均 59.0 億円となり、ピークは令和 17 年度（2035 年度）の約 98 億円です。



出典：秦野市公共施設等総合管理計画（令和 5 年）■

イ 財政の状況

本市の平成 20 年度（2008 年度）と平成 30 年度（2018 年度）の一般会計決算を比較すると、歳入総額は約 418 億円から約 494 億円に増加していますが、自主財源比率は 72 パーセントから 57 パーセントに減少しています。歳出総額は約 403 億円から約 475 億円に増加していますが、性質別に見ると扶助費が 10 年間で約 59 億円増加しています。

今後、人口減少や高齢化の進展に伴い、これらの傾向はますます強くなることが懸念されており、この問題を多くの市民と共有し、将来に向けて歳出抑制と歳入確保の方法と一緒に考えていく必要があります。

【一般会計：歳入決算額】

区分		平成20年度	構成比	平成30年度	構成比	差額	(万円)	増減比
自 主 財 源	市税	2,558,024	72%	2,316,509	57%	-241,515	-10%	
	繰越金	147,304		170,349		23,045	14%	
	諸収入	143,925		97,089		-46,836	-48%	
	繰入金	27,803		81,239		53,436	66%	
	使用料及び手数料	70,857		68,522		-2,335	-3%	
	分担金及び負担金	45,052		59,585		14,533	24%	
	財産収入、寄附金	11,495		31,294		19,799	63%	
依 存 財 源	国庫支出金	417,516	28%	797,375	43%	379,859	48%	
	県支出金	249,196		377,157		127,961	34%	
	市債	229,350		325,020		95,670	29%	
	地方消費税交付金	136,578		277,304		140,726	51%	
	地方交付税	14,547		243,608		229,061	94%	
	地方譲与税	38,789		33,538		-5,251	-16%	
	自動車取得税交付金	31,716		17,802		-13,914	-78%	
	地方特例交付金	29,307		12,862		-16,445	-128%	
	その他	29,636		33,515		3,879	12%	
	合計	4,181,095		100%		4,942,770	100%	761,675 15%

【一般会計：歳出決算額】

区分		平成20年度	構成比	平成30年度	構成比	差額	(万円)	増減比
義 務 的 の 経 費	扶助費	797,668	55%	1,383,638	56%	585,970	42%	
	人件費	976,673		928,081		-48,592	-5%	
	公債費	440,036		326,648		-113,388	-35%	
投 資 的 の 経 費	物件費	478,500	45%	603,941	44%	125,441	21%	
	繰出金	473,792		519,659		45,867	9%	
	補助費等	337,932		497,352		159,420	32%	
	投資的経費	397,329		400,577		3,248	1%	
	維持補修費	27,851		32,936		5,085	15%	
	投資・出資・貸付金	78,609		30,400		-48,209	-159%	
	積立金	22,860		26,098		3,238	12%	
合計		4,031,250	100%	4,749,330	100%	718,080	-66%	

出典：秦野市HP 決算概要を加工而成

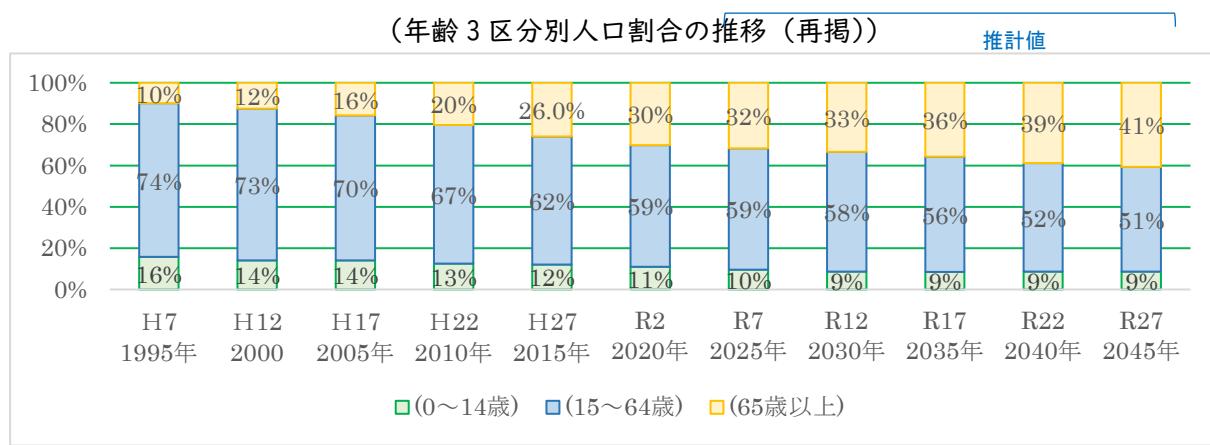
(7) 産業等の状況

産業等の状況のまとめ

- ・生産年齢人口割合（15～64歳）は、減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。
- ・国では、経済面の長期停滞の状態を打破するため、第4次産業革命のイノベーションにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現するとしています。

ア 生産年齢人口の推移

産業の担い手となる生産年齢人口割合（15～64歳）は、平成7年（1995年）をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。本市に居住し、働き続ける若い世代の増加を図ることが課題となっています。



イ 国のビジョン：未来投資戦略

現在、日本の経済成長は供給面における長期的な生産性の伸び悩みや需要面における新たな需要創出の欠如による長期停滞の状態にある中で、国のビジョンである「未来投資戦略2017」では、長期停滞の状態を打破し、中長期的な成長を実現していくため、第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現するとしています。

具体的には、第4次産業革命のイノベーションの社会実装の分野において、最新の技術やデータを活用した健康・医療・介護システムの導入を加速し、個人に最適な健康管理・予防・ケアや、革新的な新薬の開発を実現することが掲げられています。

本市においても産業を持続的に成長させるためには、これら国のビジョンを根幹として、第4次産業革命の技術を社会生活に取り入れていくことが必要です。

なお、今後も国の動向に注視しながら、本市にも取り入れることを検討します。

第3章

秦野市の課題

- 1 秦野市の課題と対応
- 2 課題解決の方向性

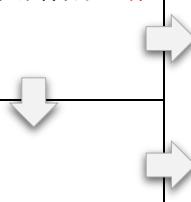
I 秦野市の課題と対応

秦野市の現況に基づく課題及び上位関連計画に示される目指すべき将来像と、それらへの対応について整理しました。

凡例

- 【総】 …秦野市総合計画
- 【都マ】 …秦野市都市マスタープラン
- 【か都マ】 …かながわ都市計画マスタープラン
- 【交】 …はだの交通計画
- 【公管】 …秦野市公共施設等総合管理計画
- 【公再】 …秦野市公共施設再配置計画

(I) 人口動向に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口は平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じ、今後も減少する。 ● D I D 区域面積は昭和 60 年（1985 年）から平成 22 年（2010 年）にかけて約 1.7 倍に拡大した一方で、人口密度は 0.9 倍に低下し、人口が外縁部に広がり密度が低下している。 ● 人口減少に伴い人口密度も低下が予測される（特に市街化区域外縁部、生産緑地の多い箇所、又は基盤整備済み箇所も低下すると予測される）。 ● 年少、生産年齢人口割合が減少する一方で高齢者数は増加し、高齢化率は上昇する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会を目指したまちづくり ● 居住環境の維持・確保 ● 年齢構成バランスの適正化、人口減少を緩やかにするための移住・定住促進 ● 地域共生社会実現に向けた地域コミュニティの活用・強化
<p>（上位関連計画の目指すべき将来像）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会情勢の変化への対応【総】【都マ】 	

(2) 土地利用等に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内の農地（畑）・生産緑地が多い地域では、後継者不足により今後空き地の増加や生産緑地の指定解除に伴う宅地化が懸念される。 ● 市街地開発事業等により良好な住環境が形成されているものの、今後は空き家等の発生が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特性を生かした土地利用 ● 市街地の拡散、低密度化の抑制、郊外開発の抑制を図る ● 農地及び都市農地のあり方を検討 ● 低未利用地の利用促進 ● 空き家対策（利活用・撤去）
<p style="text-align: center;">(上位関連計画の目指すべき将来像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存の住宅地を維持することを基本とし、無秩序な市街地の拡大を抑制【都マ】 ● 駅周辺の商業・業務地の縁辺部等には、その地域特性に応じた住宅地を構成【都マ】 ● 小田急線4駅周辺のように公共性が高く、安全性や利便性が特に求められるような地区は土地の有効利用を推進【都マ】 ● 市街地内の水辺や樹林地等の保全・活用【総】【都マ】 ● 生産緑地は農地機能、都市の貴重なオープンスペースとして保全【都マ】 ● まとまりある工業地は機能を維持【都マ】 	

(3) 生活サービス施設の立地に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・福祉・子育て施設は、幅広く分布しサービス水準は高いものの、今後の人口減少に伴いサービスが維持できるかが重要となる。 ● 中心市街地における大型店舗の撤退が徐々に進んでおり、拠点としてのまとまりが低下してきている（中心市街地の衰退）。秦野駅周辺については、駅前と本町エリアのつながりが弱く、拠点性の強化が求められる。 ● 生活サービス施設及び基幹的公共交通の全てのサービス徒歩圏等、比較的土地利用や居住のポテンシャルの高い地域においても、人口減少が予測されている。 ● 労働者人口の高齢化、労働者不足による機能の衰退・廃止が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点形成（4駅周辺等） ● 人口減少下での生活サービス施設の維持 ● 生活サービス施設の利用者確保 ● 不足している生活サービス施設の誘導 ● 不足している機能を補完するための公共交通を確保 ● 都市機能の事業者の確保、継続のシステムの検討
<p>(上位関連計画の目指すべき将来像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点の形成を図り、地域の個性があふれるまちを目指す【総】 ● 小田急線4駅周辺は、それぞれの地域特性に応じた商業・業務機能、各種の文化・コミュニティ・行政サービス機能、交通結節機能等の充実を図る【都マ】 ● 市の中心となる秦野駅周辺の拠点性向上、湘南地域の広域拠点としての交流・にぎわいを創出【か都マ】【都マ】 ● こどもたちの成長を社会全体で支え、喜びと責任を持って子育てできる環境づくり【総】 	

(4) 公共交通に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型感染症の影響で令和2年度（2020年度）に利用者が大幅に減少し、外出機会の増加により回復傾向にあるものの、リモートワーク等、生活様式の変化等により以前の水準まで戻っていない。 ● 基幹的公共交通沿線においても人口減少とともに利用者の減少が予測されている。 ● 労働者人口の高齢化、なり手の不足により、サービス水準の低下が懸念される。 ● 自家用車の依存度が高く、高齢化とともに精神的な不安や事故リスクが高まることが懸念される。 ● 高齢化に伴う免許返納や公共交通サービスの縮小等による高齢者の移動手段への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺は過度に車に頼らず、歩行や自転車での暮らしを可能とする都市構造の構築 ● 人口減少下での既存公共交通ネットワークの維持と利用者及び労働者の確保、次世代技術の導入検討 ● 市民の健康増進につながる公共交通や都市基盤等の整備
<p>(上位関連計画の目指すべき将来像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小田急線4駅周辺は交通拠点としての機能強化【都マ】 ● 市内の拠点性を高め、交流を促進するために、各交通手段のネットワークを連結、構築【交】 ● 環境にやさしい・安全安心・快適な暮らしやすい都市環境を実現するための交通体系の構築【交】 ● 秦野駅等の駅周辺における歩いて暮らせるまちづくりによる来訪・定住の促進【交】 	

(5) 災害等に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内においても、土砂災害及び浸水被害のリスクがあるエリアが一部存在している。 ● 鶴巻温泉駅・東海大学前駅周辺等には、浸水被害のリスクがあるエリアが一部存在している。 <p>(上位関連計画の目指すべき将来像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全・快適でゆとりあるまち【総】【都マ】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクの高い箇所における住民への周知、啓発 ● 災害リスクの少ないエリアへ居住を誘導 ● 施設整備又は改良事業による防災機能の向上や災害発生時の迅速な情報提供により、人的・物的被害の軽減を図る

(6) 財政等に関する課題と対応

課 題	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化する公共施設の維持管理コストが増大する。 ● 高齢化による扶助費の増大に対処する必要がある。 ● 人口減少や高齢化により自主財源の確保が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の財政規模に見合ったまちづくり ● 長期的視点に立った公共施設の再配置 ● 公的不動産や民間活力の活用 ● コンパクトにまとまりある都市構造により効率的な都市経営を進める ● 立地適正化計画による補助金等の活用、民間投資及び民間施設整備の誘導 ● 産業力の維持強化のための支援 ● 生産年齢人口の移住・定住・就業促進
<p>(上位関連計画の目指すべき将来像)</p>	

(7) 産業等に関する課題と対応

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口の将来見通しでは、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少が見込まれ、本市に居住し、働き続ける若い世代の増加を図ることが課題となっている。 ● 第4次産業革命のイノベーションの社会実装の分野においては、最新の技術やデータを活用した健康・医療・介護システムの導入を加速し、個人に最適な健康管理・予防・ケアや、革新的な新薬の開発を実現することが掲げられている（未来投資戦略より）。 ● 地域経済好循環システムの構築に向けて、生産性向上、又は分野連携の強化、日本独自の観光、スポーツ、文化芸術分野の実行が掲げられている（未来投資戦略より）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国のビジョンを根幹として独自の第4次産業革命を産業や社会生活に取り入れ、しごとを生み出し、人を育てる。 ● 企業誘致・職住近接の環境整備を図ることにより、市外の事業所で働いていた従業員や、新規に採用される従業員が市外から転入してくることが期待される。
<p>(上位関連計画の目指すべき将来像)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境に配慮した活力ある産業の振興（地域特性を生かした産業の振興、将来を見据えた新たな産業拠点の創出など）。【総】 ● 活力の源である産業が持続的に成長力を發揮できるよう、産学公連携や産業間連携により技術革新や新たな産業分野の創出を促進し、さらには、それらを支える人材の育成・活用に取組む。【総】 	

2 課題解決の方向性

本市が目指すまちづくりの実現に向けた課題解決の方向性は、以下のとおりです。

秦野市が目指すまちづくり（総合計画基本構想より）

『水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）』

- (1) 誰もが健康で共に支えあうまちづくり
- (2) 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり
- (3) 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり
- (4) 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり
- 新たな産業拠点の創出を図るとともに、より多くの人が訪れたくなる魅力づくりを進め、にぎわいと活力あるまちを目指す
- 人にやさしい道路、交通、公園などの都市機能を維持・充実するとともに、安心して住み続けられる快適な住環境の創出に取組む
- (5) 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり

立地適正化に係る主要課題

- 地域共生社会への対応（人口減少・高齢化、地域コミュニティの弱体化等）
- 空き地・空き家等の増加
- 生活サービス施設の利用者減少による都市機能の移転・撤退、中心市街地の衰退
- 公共交通利用者減少、運転手高齢化によるネットワークの弱化
- 災害リスクの少ない安全安心な都市
- インフラコストの増加
- 生産年齢人口の定住・就業促進、地域特性を生かした産業振興

国の成長戦略（未来投資戦略より）

【戦略分野】

- 健康寿命の延伸（保険者に対する予防インセンティブの強化、遠隔診療・A I開発及び実用化、自立支援に向けた科学的介護の実現（介護ロボットの導入促進等）、革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進）
- 移動革命の実現（世界に先駆けた実証（無人自動走行による移動サービス、小型無人機による荷物配送実現）等）

【地域経済好循環システムの構築】

- 中堅・中小企業・小規模事業者の革新、サービス産業の活性化・生産性向上（I o T、ロボット、クラウド導入・高付加価値化、成長資金の供給、人材・ノウハウ提供など経営支援等）
- 攻めの農林水産業の展開（A I、I o T、ロボット研究開発、ジビエの利活用促進等）
- 観光・スポーツ・文化芸術（国立公園・新たな観光資源の活用、宿泊産業モデル変換等）等

課題解決の方向性

①人口減少を前提とした、次世代へつなぐための新しい地域社会づくり

人口減少により、行政、民間共に様々な機能や効率が低下し、安全安心を確保できない可能性がある。将来も市内に確実に雇用を生み、経済循環により安心して暮らし、支え合うための取組みが必要である。国の成長戦略に掲げられている第4次産業革命を産業や社会生活に取り入れ、しごとを生み、コンパクト化と経済成長を同時に実現し、さらに健康寿命の延伸に取組み、人材教育と交流環境を確保することにより、都市の活性化と持続を目指す必要がある。

②中心市街地の活性化、地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、 地域の活力を生み出す新たな拠点形成（4駅周辺等）

小田急線の4駅周辺ごとに、独自の地域性が形成されており、利便性の高い環境も形成された拠点となっているが、中心市街地が衰退しつつある。拠点性の維持と、市が目指す「地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点形成」を実現するため、鉄道駅周辺等に拠点を形成し、人の交流を生み、都市機能を集積する。

③効率的な都市経営（コンパクトな都市構造形成、公共施設の再配置、 公的不動産・民間活力の活用、空き地・空き家等の利活用）

老朽化する公共施設の、維持管理コストが増大するとともに、人口減少や高齢化により自主財源の確保が困難になる。将来的な人口・財政等の規模に見合ったコンパクトでまとまりある都市構造形成、公共施設の再配置や公的不動産・民間活力の活用、空き地・空き家等の利活用により、効率的な都市経営を進める。

④コンパクトな都市構造を支えるための公共交通網形成

人口減少・高齢化、バス交通の乗務員の高齢化による運転手不足が進む中でも、市全体として利便性が維持されるよう、コンパクトな都市構造を支える公共交通網を形成する。

⑤人口減少の緩和、年齢構成バランスの適正化、生産年齢人口の定住・就業促進

⑥災害リスクの少ない都市づくり

第4章

立地適正化の方針

- 1 都市づくりの理念
- 2 立地適正化の方針
- 3 目指すべき都市の骨格構造

I 都市づくりの理念

秦野市人口ビジョン（令和3年（2021年）3月改定）によると、令和42年（2060年）まで人口減少及び少子高齢化が続くと想定されており、その先はまだ不透明です。このままでは人と人の交流が減り、地域の歴史や伝統とともにつながりが薄れ、更に地域経済需要の減少、民間の事業活動に伴う投資回収や社会基盤の維持が困難になるばかりか、低密度化によって生じる移動や時間的な損失の影響は非常に大きくなります。

これらの影響がまだ少ないうちに、私たちは年齢、住む場所、仕事の分野を問わず、守るべきものを守るために、これまでとは質の異なる強靭で自立した新たな地域社会の構築に挑戦すべき立場にあり、地域に暮らす人たちがともに支え合い、課題を解決する地域共生社会の実現が求められています。

産業は様々な収入を生む根幹的な機能であり、収入を得て人の命を守り、交流し、支え合い、教育学習により次の世代を育てる源です。

令和22年（2040年）を見据えた立地適正化計画の策定に当たっては、まちづくりの担い手である市民とともに、都市機能及び居住誘導を推進し、また、産業の重点化を図りながら、これらが有効に機能するよう様々なネットワークを構築していくことを基本とします。さらに、実空間のコンパクト化の推進だけでなく、情報空間社会における基盤整備も推進し、生産性と機能性の向上を目指します。

本市が取組む立地適正化計画は、市街地形成の歴史的背景を踏まえ、既存の地域コミュニティは維持・確保していく考え方のもと、周辺環境と調和した暮らしやすい都市形成を目指すもので、単なる都市の平面的なサイズのコンパクト化だけでなく、福祉政策や行財政など個別分野の課題に対応しながら、様々な分野に産業や事業投資を呼び、コンパクト化を図りつつ都市の成長を同時に実現することを目指すものです。

都市づくりの理念

いつまでも暮らしやすく、市民とともに成長する都市
コンパクトシティ未来戦略はだの2040

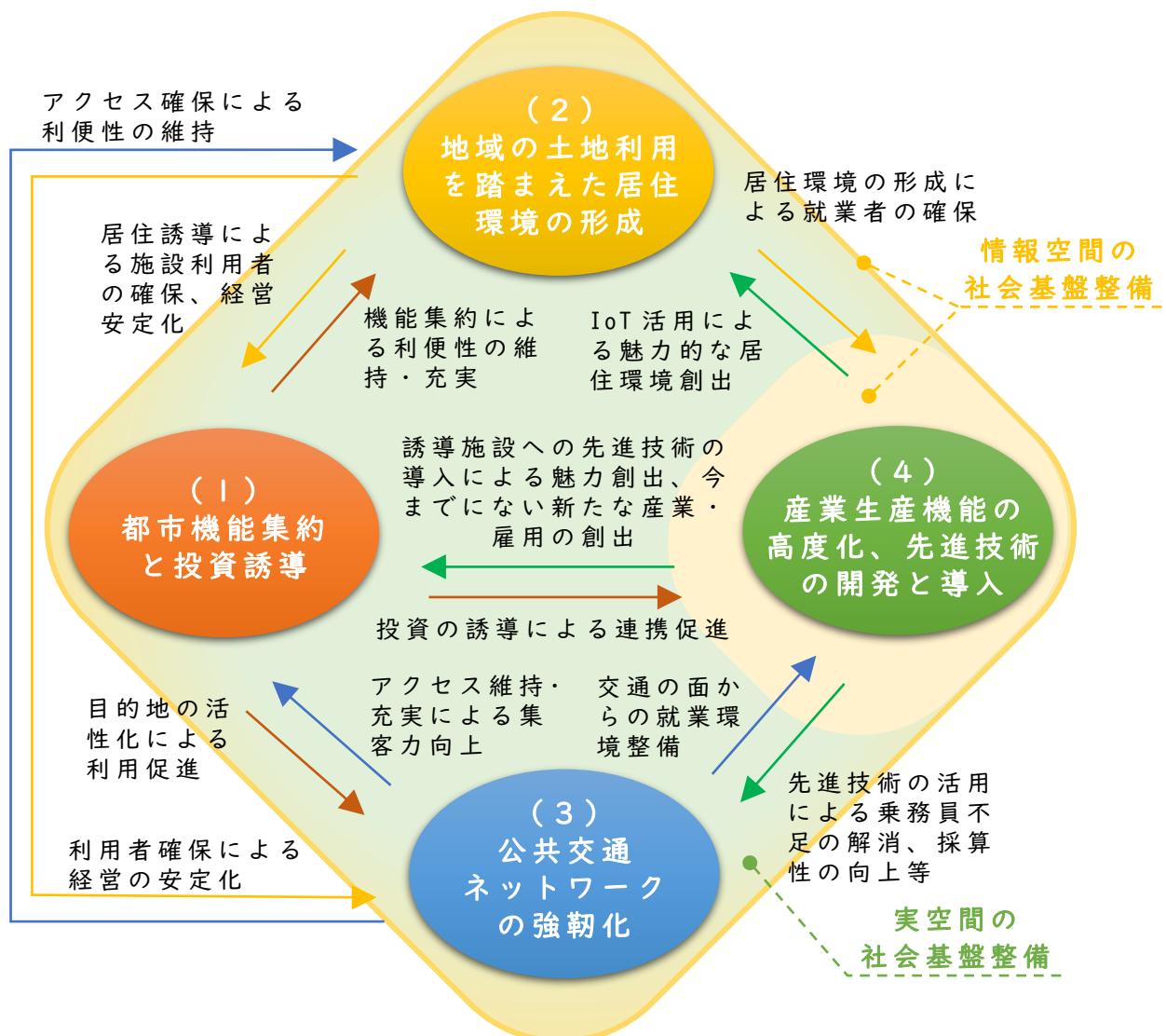
2 立地適正化の方針

本計画の都市づくりの理念を実現するため、様々な主体が長期的展望の中で、本市の方向性を共有するために、前述の課題、国の成長戦略及び本市の将来像を踏まえて、立地適正化の方針として設定します。

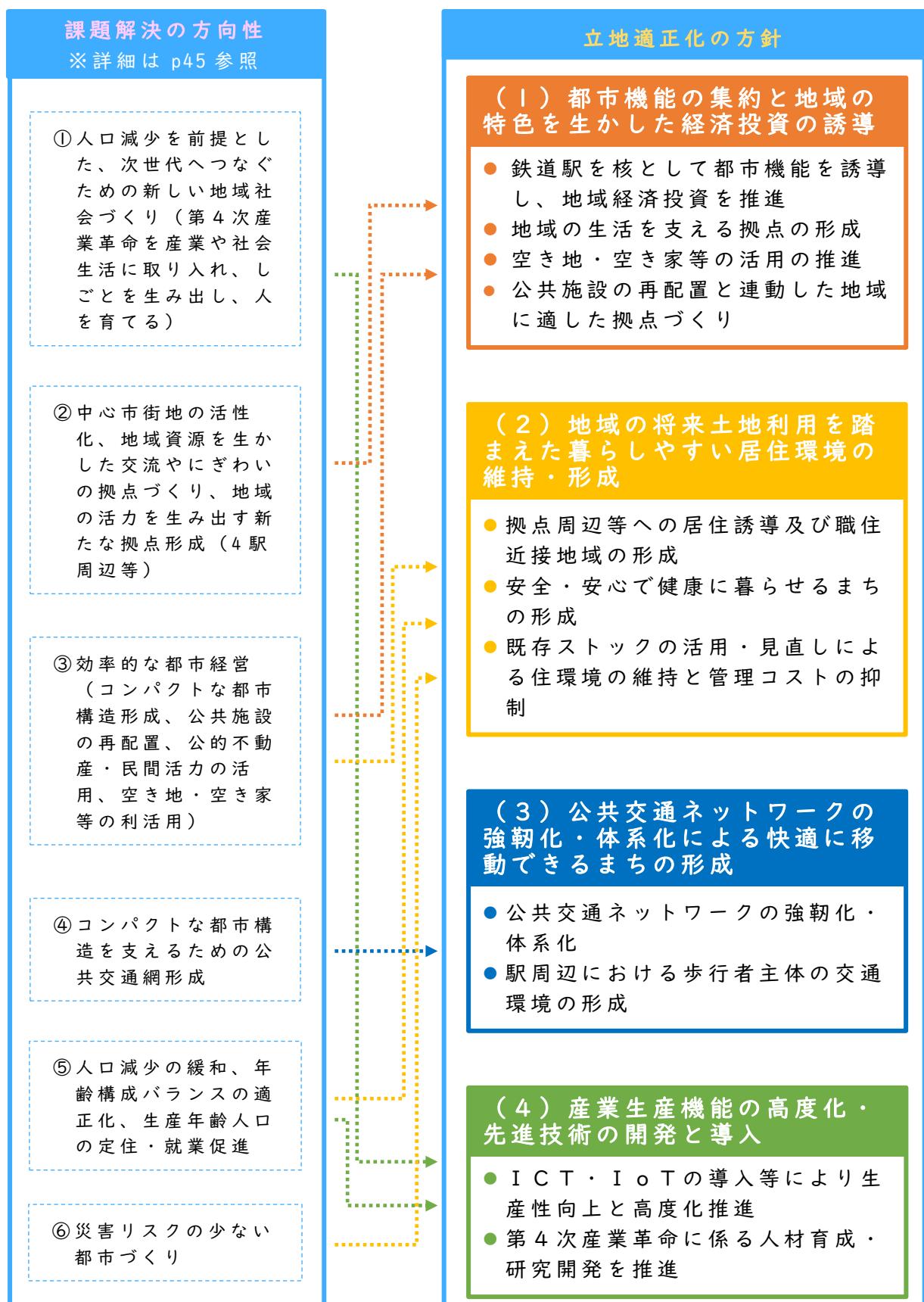
本市では、「都市機能の集約と投資誘導」及び「産業生産機能の高度化、先進技術の開発と導入」の2つを軸に、それぞれの周辺に「居住を形成」し、相互関係を築いて「ネットワーク」で結合することにより、都市全体を機能・成長させていくことをイメージし、これらの4つを方針の柱とします。

この概念は、都市全体のスケールだけでなく自治会単位や生産に係る狭小単位も意識し、これら狭小単位の集約の積み重ねによって、都市全体のコンパクト化を目指します。

(方針の概念図：方針の4つの柱と相互関係)



(課題解決の方向性と方針の対応関係)



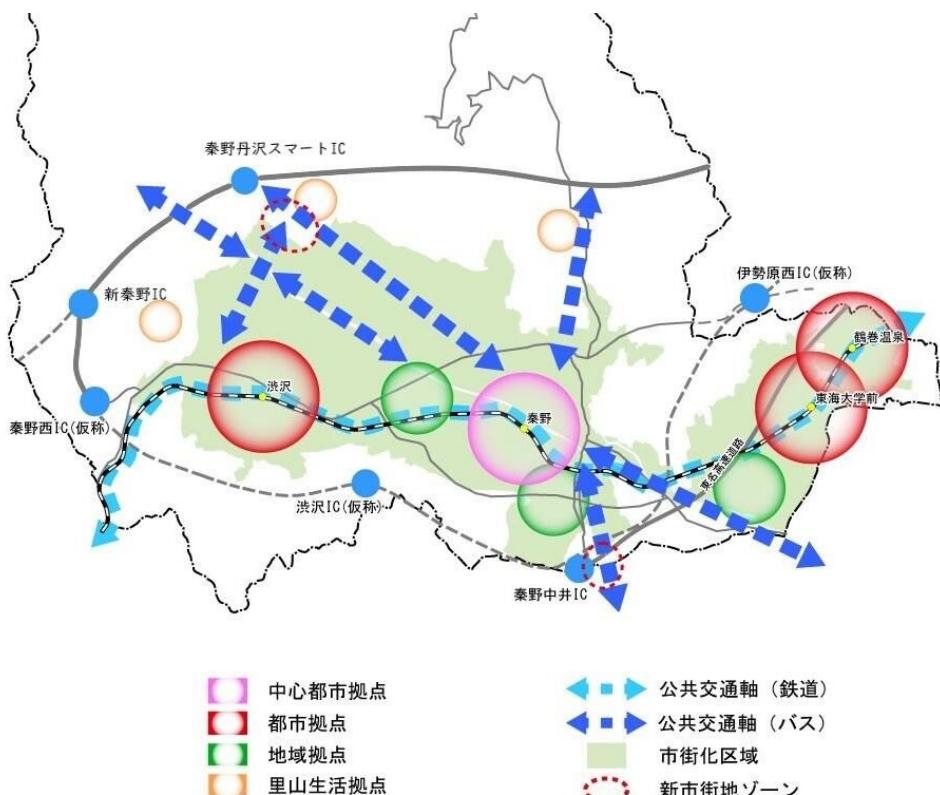
3 目指すべき都市の骨格構造

前段で整理した立地適正化の方針を踏まえ、本市の都市構造を形成する拠点及び軸を以下のとおり設定します。拠点においては、都市機能の集約、利便性の向上、一定の人口密度を保つための居住促進により、メリハリあるまちづくりを実現し、本市全体の都市の核として活力・にぎわいの創出を推進します。

(立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造)

小田急4駅+ICの交通軸による コンパクト・プラス・ネットワーク

- 小田急4駅周辺において重点整備を図り都市の成長をリードする拠点としてつくりあげていくことで、メリハリをつけていく
 - 拠点以外の居住エリアや産業集積地等とのネットワークを将来的にも維持し、革新的に挑戦し続ける都市を支えていく
 - I Cはまちづくりに好影響をもたらす契機となるものであるため、主要拠点とのネットワークを確保し、人・モノの交流促進や産業振興等に活かしていく



(1) 中心都市拠点、都市拠点

鉄道駅4駅（秦野駅、渋沢駅、鶴巻温泉駅、東海大学前駅）周辺は、鉄道駅開設に伴う利用者の急増により、事業や居住目的による土地利用のポテンシャルがさらに高まった地域です。

駅近接という立地条件から、今後長期的に見ても事業や居住目的による潜在的な土地利用ニーズが見込まれ、人口密度も比較的高く推移すると予測されています。

これを確実にするために、鉄道駅周辺は人口減少を抑制し、都市の成長をリードすべき役割を担う都市拠点として設定します。

なお、都市拠点のうち、広域的な計画の中でも位置付けのある秦野駅周辺を「中心都市拠点」とします。

(2) 地域拠点

都市拠点以外の地域のうち、生活サービス施設や公共交通の利便性が高く、地域コミュニティの核である小中学校の徒歩圏エリアで、かつ現況及び将来の人口密度も高い状況にある地域の主要施設を「地域拠点」とします。

(3) 里山生活拠点

都市中心部への誘導に寄与する一方で、人口や機能密度が薄れる可能性のある個別の縁辺部の地域（ローカル）に着目するもので、生産機能を維持するために必要な人口、生産機能及び生活を支える支援機能を、長い時間軸の中で、比較的近距離の地域内へ誘導（ローカルコンパクト）し、その機能を維持又は確保していく概念として「里山生活拠点」を位置付けます。

(4) 公共交通軸

鉄道駅4駅間や市外を結ぶ鉄道は、市内の拠点間の結びつきや市外からの来訪者による広域交流を支える公共交通軸として設定します。

また、市民の日常生活に必要な移動手段となる、駅から拠点・居住地・産業集積地を結ぶ基幹的なバス路線（運行頻度の高いバス路線）についても公共交通軸として設定します。これらについては、将来的にも機能維持を図ることとします。

(5) インターチェンジ（ＩＣ）

本市では、令和4年4月に新東名高速道路（令和9年度全線開通予定）の新秦野ICが開通し、併せて秦野丹沢SICの供用が開始されたほか、厚木秦野道路（一般国道246号バイパス：開通時期未定）の整備、それに伴う複数のICの設置が予定されています。

また、秦野丹沢SA周辺・秦野中井IC周辺の新市街地ゾーンが市街化区域へ編入され、市街地整備が進められています。

高速道路ICの設置は、本市のまちづくりに好影響をもたらす契機となるため、主要拠点とのネットワークを形成し、人・モノの交流促進や産業振興等に生かします。